

八戸学院野辺地西高等学校の重大事態に関する
調査報告書
(報道機関配布版)

令和2年7月30日

八戸学院野辺地西高等学校重大事態に関する第三者委員会

目 次

第1 当委員会の概要	- 4 -
1 当委員会設置の経緯.....	- 4 -
(1) 本件重大事態の発生	- 4 -
(2) 本件重大事態発生後の経過	- 4 -
ア 保護者から本校への第一報	- 4 -
イ 本件重大事態発生当日の本校の対応	- 4 -
ウ 平成31年1月17日	- 5 -
エ 平成31年1月18日	- 5 -
オ 平成31年1月19日	- 6 -
カ 平成31年1月20日	- 6 -
キ 平成31年1月21日	- 6 -
ク 平成31年1月22日	- 6 -
ケ 平成31年1月23日	- 7 -
コ 平成31年1月24日	- 7 -
サ 平成31年1月28日	- 7 -
シ 平成31年2月3日	- 8 -
ス 平成31年2月7日	- 8 -
セ 平成31年2月12日	- 8 -
ソ 平成31年2月14日	- 8 -
タ 平成31年2月15日	- 8 -
チ 平成31年2月18日	- 9 -
ツ 平成31年2月19日	- 9 -
テ 平成31年2月20日	- 9 -
ト 平成31年2月21日	- 10 -
ナ 平成31年2月25日	- 11 -
ニ 平成31年2月26日	- 11 -
ヌ 平成31年3月7日	- 11 -
ネ 平成31年3月8日	- 11 -
ノ 平成31年3月12日	- 12 -
ハ 平成31年3月14日	- 12 -
ヒ 平成31年3月15日	- 12 -
フ 平成31年3月19日	- 12 -
ヘ 平成31年3月20日	- 13 -

ホ	平成31年4月16日	- 14 -
マ	平成31年4月23日	- 14 -
ミ	令和元年5月10日	- 14 -
(3)	第三者委員会設置の決定後の経過	- 14 -
2	当委員会の構成	- 14 -
3	当委員会の調査事項	- 15 -
(1)	保護者の疑問点ないし不審点	- 15 -
(2)	当委員会で調査することとした事項	- 16 -
第2	調査期間並びに調査の対象及び手法	- 16 -
1	調査期間	- 16 -
2	調査の対象・手法	- 18 -
(1)	資料	- 18 -
(2)	聴取り調査	- 18 -
ア	対象	- 18 -
イ	手法	- 18 -
第3	事実経過等	- 19 -
1	Xさんの家族構成	- 19 -
2	Xさんの生い立ち	- 19 -
(1)	出生～乳幼児期	- 19 -
(2)	小学校時代	- 20 -
(3)	中学校時代	- 21 -
3	本校入学後	- 23 -
(1)	主に付き合いのあった生徒	- 23 -
(2)	高校1年次	- 26 -
(3)	高校2年次	- 27 -
第4	本件調査事項1についての調査結果及び結論	- 34 -
1	①夏頃、Xさんのワイシャツの背中に足跡がついていたこと	- 34 -
2	②Xさんの制服のブレザーの裾が破れていたこと	- 35 -
3	③Xさんの右顎に跡がついていたこと	- 35 -
4	④自死が始業式当日だったこと	- 36 -
5	⑤Xさんの通夜に弔問に来たJさんの不審な挙動	- 37 -
6	⑥上級生との関わりはどのようなものであったか	- 37 -
7	⑦自死後にAさんが投稿したツイート「こんな体験初めてなのに一度に二度の事が重なりすぎて体も心も持たねーわ・・・」の意図	- 38 -

8	⑧Xさんの教科書に、「〇〇〇（Xの名，平仮名）死ね」と書かれたメモが挟まっていたこと	- 38 -
9	⑨平成31年1月2日，XさんがAさんをLINEでブロックしたこと	- 42 -
10	⑩平成31年1月15日深夜，友人らとのLINEグループの後に死亡していること	- 45 -
11	⑪交際女性とのやり取りはどのようなものであったか	- 46 -
12	⑫眼球振盪について，他の生徒や教員からからかわれていなかったか	- 47 -
13	⑬平成30年11月17日（土）のサッカー応援を欠席したことに関し，教員から暴言を言われたことはなかったか	- 50 -
14	⑭Xさんの筆箱に「ヤリチン」と彫られていたこと	- 53 -
15	⑮高校2年生の夏頃，Xさんがジャージをなくしたと言ってきたが何か月かしてXさんが食堂で見つかったと言ってきたこと	- 54 -
第5	本件調査事項2についての調査結果及び結論	- 55 -
1	いじめ防止対策推進法2条における「いじめ」の定義及び要件	- 55 -
2	本件におけるあてはめ	- 55 -
3	結論	- 57 -
第6	本件調査事項3についての調査結果及び結論	- 57 -
1	Xさんの性格傾向，精神発達の視点から浮かび上がる疑問	- 57 -
2	交際関係から見たXさんの特徴について	- 58 -
3	Xさんが自死に至った原因について	- 59 -

第1 当委員会の概要

1 当委員会設置の経緯

(1) 本件重大事態の発生

平成31年1月16日(水)午前6時30分ころ、八戸学院野辺地西高等学校(以下「本校」又は単に「学校」という。)2年2組に在籍していたXさん(当時17歳)が、自宅においてドアノブにベルトを掛けて首をつっていた状態で発見され、その後、死亡が確認された。

(2) 本件重大事態発生後の経過

ア 保護者から本校への第一報

平成31年1月16日午前7時20分頃、Xさんの母から本校へ連絡があり、山内出学年主任(以下「山内学年主任」という。)が受けた。

母からの連絡の内容は、Xさんが自殺を図ったということであった。

これがXさんが自死したことに係る本校への第一報である。

イ 本件重大事態発生当日の本校の対応

午前8時30分ころ、本校の橋場保人校長(以下「橋場校長」という。)がむつ警察署に電話してXさんの容態を聴いたところ、Xさんは既に亡くなっているとのことであった。

午前10時過ぎ、むつ警察署の警察官2名が本校に来校し、橋場校長、籾谷寿逸生徒指導部長、山内学年主任、Xさんの在籍する2年2組の学級担任である前田夏実教諭(以下「前田教諭」という。)が対応した。

警察官は、橋場校長らから、Xさんについて、①これまでの学校生活、②友人関係、③冬休み中の学校への登校状況、④思い当たることを聴取した。本校は、警察官に対し、いじめアンケート調査結果(平成30年9月中旬実施)及びXさんの中学校からの調査書を提示した。

午後1時30分、臨時職員会議を開き、教職員に対し、Xさんが亡くなったことを伝えた。緊急全校集会開催を協議したが、保護者の了解を得てからにすべきということで同日の開催は見送られた。

午後5時50分ころ、Xさんの自宅に、橋場校長、山内学年主任、前田教諭、迫祐子教頭(以下「迫教頭」という。)が訪問(1回目)し、Xさんの保護者及び親戚と面会した(以下「1月16日訪問」という。)

その際、保護者からは、橋場校長らに対し、夏頃にXさんのワイシャツの背中に足跡がついていたことがあった、Xさんの制服のプレザーの裾が破れていたことがあった、などの事実を指摘され、いじめがあったのではないかと疑問を呈された。

また、親戚からは、「始業式当日に亡くなっている、よほど学校に行きたくない理由があったのではないか」「いじめがあったのではないか」との指摘があった。

ウ 平成31年1月17日

本校は、Xさんの保護者からの前記指摘を受けて、全教員への聴取り調査を実施した。

生徒に対しては全校一斉のアンケートを行った。

全校一斉アンケートでは、Xさんがリストカットしていたこと、交際相手と別れたこと、失恋したことを挙げる回答が複数みられた。また、自死の原因について、失恋したことが原因ではないか、とする回答や、交際相手に死ねと言われたことを挙げる回答が複数みられた（ただし、この段階で、それらの回答の真偽は定かではない。）。

また、本校は、Xさんの親友ということで同級生のAさん、Bさんから個別の聴取り調査をした。

個別聴取り調査において、Aさんは、Xさんが交際相手（a 高校の生徒）と別れたこと、Xさんが「死ぬ」と言っていたためAさんが「そんなことするな」と止めたこと、1月15日夜にLINEグループでXさんから元交際相手のことで相談を受けたがその話題の後は普段どおりのやり取りをしており死にたい等の発言はなかったこと、1月16日午前7時20分頃に元交際相手から「助けて」と連絡が来て、聞けばXさんの家族から元交際相手に電話がきて「おまえが殺した」などと言われた、とのことで、この元交際相手からの連絡でAさんはXさんの自死を知ったことなどを述べた。Xさんのワイシャツに足跡がついていたことについては、知らないしXさんから学校関係、友人関係での悩みを聞いたことがない、という回答であった。

個別聴取り調査において、Bさんからは、ワイシャツに足跡がついていたことについては知らないし、Xさんは皆と仲がよく学校でいじめられているという話や悩みを聞いたことがない、という回答であった。

橋場校長、前田教諭がXさんの自宅を再度訪問（2回目）し、前日以来の調査の状況として、全校一斉アンケートで元交際相手に関する回答が数件あったこと、いじめに関しては具体的なものが出ていないことを報告したところ、父から、いじめが自死の原因ではない旨の発言があった。

エ 平成31年1月18日

本校は、青森県総務学事課に対し、同日時点での報告書（1回目）を提出した。

本校は、本校生徒の保護者宛てに、Xさんが自死した事実を知らせる通知文書を発出した（本通知文書を発出することについて、Xさんの保護者の同意は前日に得ている。）。

橋場校長、前田教諭がXさんの自宅を訪問（3回目）し、保護者と面会した。

その際、同席したXさんの姉から、ワイシャツについていた足跡のことについて再度指摘があったほか、新たに、Xさんの右顎に跡がついていたことの指摘がなさ

れた。

ワイシャツの足跡のことについて、前田教諭から、平成30年9月のいじめアンケートに記載がないこと、平成31年1月17日の全校一斉アンケートでも出てこなかったこと、特に親しい友人のAさん、Bさんからの個別聴取りでも聴かれなかったことを報告した。

父からは、XさんとAさん、Bさん、元交際相手との関係について聴取り調査の要望が出された。

オ 平成31年1月19日

橋場校長、迫教頭、前田教諭は、Xさんの火葬に立ち会った。

その後、Xさんの自宅を訪問（4回目）した。父から、調査の状況を再度親戚に報告してほしい、と要望され、橋場校長は了承した。

カ 平成31年1月20日

橋場校長、迫教頭、山内学年主任、前田教諭、PTA会長がXさんの通夜に参列した。本校の生徒2名が弔問に来ていた。

葬儀場で、翌日の葬儀は家族親族で行うとのアナウンスがなされたので、本校からの葬儀への参列は見合わせることにした。

キ 平成31年1月21日

本校は、1月17日全校一斉アンケートの回答である程度具体的な記述をした5名の生徒から、個別に詳しい事情を聴取り調査した。

また、Xさんの親しい友人であったAさんから再度個別の聴取り調査（2回目）をし、Dさんからも個別の聴取り調査をした。

個別聴取り調査において、Dさんは、Xさんが元交際相手の野辺地高校の女子生徒（Gさん）に、リストカットしている動画と手首に傷がついている画像を送ったことがあり、それを送られて驚いたGさんからDさんが相談を受けたことがあり、そのことについてDさんがXさんに事情を聞いたところ、Xさんは、「覚えていない」と答え、DさんはXさんに対し、こんなことはするべきではない、と話したことなどを述べた。

また、Dさんは、XさんがGさんにリストカット画像等を送る際、「今までありがとう」「もう無理」「俺はXの中のもう一人の人格」などのメッセージも送っていたことを述べた。

さらに、Dさんは、Xさんの最後の交際相手である他の高校の女子生徒（Iさん）から、Xさんの自死のあった日のうちにXさんの家族から「お前のせいで死んだ、弟を返せ」「お前に死ねと言われたからXが死んだ」と言われたが自分は「死ね」とは言っていない、と相談を受けたことを述べた。

ク 平成31年1月22日

橋場校長、迫教頭、前田教諭がXさんの自宅を訪問（5回目）し、ご遺族（いと

こ、漁協の方を含む) に対し、調査結果を報告した。

いとは、ワイシャツの足跡のこと、顔の跡のことを聞き、さらに、新たに、Aさんがツイッターで1月17日にツイートした内容を不審点として指摘した。

(ツイートの内容)

こんな体験初めてなのに
一度に二度の事が重なりすぎて体も心も持たねーわ…

保護者から、1月20日の通夜に弔問に来た生徒(Jさん)の挙動が不審に見えた、どのような関係だったのか、上級生と何らかの関わりがあったのではないかと、との疑問を示された。

ケ 平成31年1月23日

本校は、1月17日全校一斉アンケートの回答である程度具体的な記述をした6名の生徒から、個別に詳しい事情を聴取り調査した。

Aさんから個別の聴取り調査(3回目)をした。

Aさんは、1月17日の前記ツイートについて、「二度の事」のうちの一つはXさんが亡くなったこと、もう一つはXさんからLINEをブロックされてから気まずかったがその後LINEグループで連絡を取れるようになり学校で会えると思って楽しみにしていたのに亡くなってしまいXさんと直接話すことができなかった悲しさという意味であると述べた。

また、Aさんは、Xさんと喧嘩をしたことがあるかとの問いに対し、喧嘩したとしてもAさんの方から冗談っぽく話しかけてすぐに仲直りする、殴り合ったりとかはない、と答えた。XさんがBさんと喧嘩をしたことがあるかとの問に対しては、喧嘩をして殴り合うということはない、ただ、Bさんはボクシングをしていて、以前学校にグローブを持ってきていて、それを付けてXさんと遊んでいたが、パンチをする振りをして間違って当たってしまった。すぐにXさんに謝っていた、と述べた。

コ 平成31年1月24日

本校は、1月17日全校一斉アンケートの回答である程度具体的な記述をした1名の生徒から、個別に詳しい事情を聴取り調査した。

サ 平成31年1月28日

本校は、Bさんから再度個別の聴取り調査を行った。

Bさんは、1月17日全校一斉アンケートにおいて、「彼女に何回も死ねをい

われた。15日の火曜日は普通にLINEもしてその夜に通話を彼女としたと聞いた」(原文ママ)と書いている。このことについて、1月16日の朝、学校でAさんから聞いたと述べた(ただし、Aさんは本校の個別聴取り調査でそのようなことを述べていない。)

また、Bさんは、Xさんとボクシングのグローブで遊んだときに、顔に当たって腫れたりしたことがないかと問われ、顔にすることはなかった、肩パンしかない、と述べた。その他、キックでケツバットすなわち交互に尻を蹴り合って倒れた方が負けという遊びを頻繁にしていた、すねで尻を蹴るので靴跡が付くことはない、と述べた。

シ 平成31年2月3日

本校は、設置者である学校法人光星学院(以下、単に「法人」という。)に報告書(1回目)を提出した。報告書の内容は、Xさんの自死事案の発生認知状況、Xさんの学校生活状況、家庭環境、本件重大事態発生後の本校の対応、教職員や生徒に対する調査の内容及び結果である。調査結果については、アンケート調査、それに基づく個別聴取り調査等を実施したが、目撃者や見聞きした者がおらず、いじめ等を認めるものはなかった、というものであった。

ス 平成31年2月7日

橋場校長、迫教頭、前田教諭がXさんの自宅を訪問(6回目)し、保護者、Xさんの姉に対し、主として前田教諭から調査結果の報告をした。

Aさんのツイートのことについては、Aさんから1月23日の個別聴取り調査で聴き取った説明をそのとおりに報告した。

Xさんの通夜に来ていた生徒(Jさん)のことについては、Xさんと学校内では仲がよかったが学校外で連絡を取り合うことはなかったようであることなどを報告した。

上級生との関わりについては、Xさんと仲のよい友人からは、Xさんが上級生と関わりがあるという話は聞いたことも見たこともないということであった、と報告した。

セ 平成31年2月12日

本校は、法人に報告書(2回目)を提出した。報告書の内容は、2月7日にXさんの自宅を訪問して調査結果の報告をしたことについてである。

ソ 平成31年2月14日

母から前田教諭に電話で、校長先生に伝えていただきたい、原因は学校ではない、と述べられ、さらに、やはりAさんとAさんがXさんに紹介した元交際相手のことが気になるのでもう少し調べてほしい、と要望された。

タ 平成31年2月15日

前田教諭が保護者に電話して、前日要望されたAさんに対する再調査について、

再度の聴取には時間がかかる旨回答したところ、父からは、「そうではなく、直接（Aさん）本人から話を聴きたいんだ」との強い要望が出された。

チ 平成31年2月18日

橋場校長は、Xさんの保護者がAさん本人から直接聴取をするというのは非常に繊細な問題であると考え、迫教頭や前田教諭とも対応を検討した。AさんにおいてもXさんという友人を亡くしたことでショックを受けているものと推察されるから二次被害が起きないように配慮しなければならないこと、保護者の要望に応えるにしても、Aさん本人とその保護者に応じる意向があることが前提となること、直接面談するとしてもAさん本人だけでなくその保護者にも同席していただく必要があることなどの基本方針を確認した。また、教育委員会や警察とも相談しながら進めていく必要がある旨を確認した。

ツ 平成31年2月19日

Xさんの父から本校に電話があり、前田教諭が対応したが、父からは、一昨日要望した“Aさんに直接会いたい”との要望はどうなっているのか、とのことだった。翌日Xさんの母の方へ連絡してほしい、とのことだった。

本校は法人に、父から前記の要望があった旨を連絡した。

テ 平成31年2月20日

迫教頭は、前日の父からの要望に従い、Xさんの母に電話をかけた。そうしたところ、母からは、Aさんのことはもういい、それよりも、Xさんが頻繁にメールのやり取りをしていた愛知の女子中学生から、「由々しき問題が見つかったので、(Xさんの自宅へ)来てください」とのことだった。

そこで、迫教頭、前田教諭は、Xさんの自宅を訪問（7回目）し、保護者、姉妹と面談した。

母から、愛知の女子中学生（Hさん）からの情報提供により、自殺の原因が元交際相手のことだけでなく、担任が理由だとわかった、担任から学校に来るなど言われたから学校に行きたくなかったのだ、と述べられた。

母からは、資料として、HさんがXさんから送信されたLINEのやり取り（後記参照）を示された。

①	2018年11月17日(土) 冷めてないよ、、ただ先生に嫌なこと言われただけ なんか先生がさ サッカー応援に行かないで髪切りに行きますって言うのね 前の日に言ったはずなのに今日なんか髪きるぐらいで休むなら学校来んなって言われた
---	---

	めっちゃ腹立った まじ腹たった
②	2018年12月5日(水) いや、、あの、、学校でいきなりタイマンはれっていわれて結果勝ったんだけど喧嘩したから、、 断ったけど、いきなり殴ってきたからさ、 お兄ちゃんも腹立ってさ、
③	2018年12月2日(日) みんなからバカにされて、、担任からも見放されてさ、、

(原文ママ)

また、母からは、Hさんから、Xさんが眼球震盪であることを馬鹿にする生徒、先生もいた、と聞いたとのことだった。

前田教諭は、そのようなことを言った記憶はない、と答えた。

母は、以前話していたワイシャツの足跡のことと、Hさんから提供されたメールにあるXさんがタイマンした旨の記述とを関連付けて、きっとこのことだったのだ、顔を腫らしてきたこともきっとこの時だ、と述べた。

眼球震盪について、前田教諭は、眼球震盪という病名は初めて聞いたが、目の病気だという話については、入学して早々の体育の授業でXさんも入ったバレーボールの授業のときに、他の生徒から言われて初めて知ったが、その後は普通に授業をしていた、と述べた。

迫教頭も、眼球震盪という病気であること知らなかった、眼球震盪という病気であることを全教職員で共有していることでもなかったもので、知らない生徒や教職員がほとんどではないか、と述べた(なお、中学校からの指導要録にも眼球震盪の記載はない)。

Aさんとの面談について、母は、「A君が自殺の原因ではないから面談しない」と述べた。

父も、「面談はいらない」とのことだった。

ト 平成31年2月21日

母から本校へ電話があり、迫教頭が対応した。母からは、「死ね」というノートの切れ端が教科書の中から出てきた、とのことであった。そのノートの切れ端をFAXで送信された(後記参照)。

問1

俺の野辺地西に入学したときの点数を

答えなさい。

答え 1-5-0 115

問2

昨日Gと話しました。

その時に何て言われたでしょう。

答え A好き

付き合うなら

わんちゃんって言われた。

問3

〇〇〇（Xの名，平仮名）とはどうしてそんなにすぐ
病むんですか？

答え メンタル弱いから、

〇〇〇（Xの名，平仮名）死ね♡

ナ 平成31年2月25日

前田教諭は本校に対し、平成30年11月17日（土）のサッカー全校応援の際に、XさんがHさんに送信したメールにあったような発言については、した記憶がない、そもそも同月16日から18日までバドミントン部の大会で出張しており、16日の朝のショートホームルームの後出張に行っており、17日も出張中でXさんとの記憶がない、などと報告した。

母から前田教諭宛てに電話があったが、本校においては、同月20日の面談の際に、母から、Xさんの自殺の原因が前田教諭である、と詰問されたことで前田教諭はダメージを受けていることから、今後は迫教頭が電話対応することを決めた。

ニ 平成31年2月26日

本校は、教職員に対し、Xさんの目のこと、眼球震盪について聴取り調査をしたが、教職員から特に回答はなかった。

ヌ 平成31年3月7日

本校は、青森県総務学事課に対し、報告書（2回目）を提出した。内容は、2月20日の保護者面談で指摘され調査を依頼された事項（11月17日のサッカー応援のこと、眼球震盪のこと）についての調査結果である。

ネ 平成31年3月8日

2月21日に保護者からFAX送信されたノートの切れ端について、筆跡など

から、AさんとXさんとのやり取りであろうと推認されたことから、Aさんの保護者の了解を得た上で、Aさんから個別の聴取り調査（4回目）を行った。

Aさんは、ノートの切れ端の写しを示されて、見覚えがある、平成30年12月上旬、修学旅行前の火曜日か木曜日（修学旅行は12月10日（月）からであるから、その前の12月の火曜日か木曜日となると12月4日か6日ということになる。）の「社会と情報」の授業時間に、Aさんが質問してXさんが回答するというやり取りをした、「（「〇〇〇（Xの名、平仮名）死ね」については）ふざけて書いた、Xさんも冗談だということはわかっていた、と述べた。

ノ 平成31年3月12日

本校は、法人に報告書（3回目）を提出した。報告書の内容は、3月8日に実施したAさんからの個別の聴取り調査の結果である。

ハ 平成31年3月14日

保護者から本校に電話があり、翌日午前にも本校を訪問したい、とのことであった。父母が翌日（3月15日）にも本校を訪問することが決まった。用件はその時に話す、絶対に明日でなければならない、とのことであった。

ヒ 平成31年3月15日

保護者が本校を訪問し、橋場校長、迫教頭と面談した。

保護者は、本校に対し、第三者委員会の開催を求めた。その理由として、生徒の自殺は重大事態ではないのか、これまでの本校が調査して報告した内容についても納得できない、とのことであった。

さらに、保護者からは、①XさんがHさんに対し「死ぬ」というメールをたくさん送っており平成30年10月頃からうつになっていたらしいこと、②11月17日サッカー応援欠席について、担任が「学校へ来るな」と言ったところを見た本校の生徒がいる（ただし、その本校の生徒が誰であるかは明らかにされなかった。）、③平成31年1月2日のXさんとHさんのやり取りで「首つりしたら紐がきれた」とありこの時一度自死を試みている、④1月2日にXさんがAさんをブロックしており、Aさんと何かあったからではないか、⑤1月15日深夜、Aさんとそれ以後のLINEグループを初めて行った後に自死している、⑥出校日1月16日の早朝に自死したことを考えれば、学校に行きたくない理由があったのではないか、などと述べられた。

フ 平成31年3月19日

橋場校長は、保護者から第三者委員会設置の要望があったことを法人に伝えた。

保護者から3月15日に指摘された1月2日にXさんがAさんをブロックしたことや1月15日深夜LINEグループを行っていることなどについて聴くため、Aさんから個別の聴取り調査（5回目）を行った。

Aさんは、XさんがIさんと別れたことを聞いた後、すぐXさんに「大丈夫か？」

とLINE送信した、Xさんから「俺もう死ぬ」と送信されたので、Aさんから「死ぬとか言うな」と送信したところ、Xさんから「俺もう死ぬから お前のことブロックする」と送信され、ブロックされた、と述べた。

へ 平成31年3月20日

本校は、Xさんと同じ2年2組の生徒全員に対し、保護者から指摘のあった11月17日サッカー応援のことでXさんの目の病気のことについてアンケート調査を実施した。

サッカー応援のことについて、「サッカー応援日前後（11月16日・17日）に、X君が先生に注意されたところを見たことはありますか？」との問いを設けたところ、「見た」と答えた生徒が0名、「見ていない」と答えた生徒が23名であった。

なお、Bさんは、「Xにサッカー応援（16日の20時）頃に自分から行くかと質問したら（グループLINE）髪を切りに行くから行かないといていた。それに対して「ちくっとくわ」としゃべった。教室で先生に怒られてる所を見ていない。先生に休む理由を言っていない。当日（11月17日）にX来てないぞと成田先生にHRで言われて俺とAでさぼったと言った。そしたら先生がなんでと聞いてきたから髪切りにいったと伝えた。」と書いている。

目の病気のことについて、「X君は「目」の病気があることを知っていましたか？」との問いを設けたところ、「知らない」と答えた生徒が15名、「知っている」と答えた生徒が8名であった。

「知っている」と答えた人で、そのことで友人関係等気になることがあれば書いてください」との問いに対しては、「知っている」と答えた8人のうち7人は、何もない、特になし、又は無回答であり、1名（Bさん）は、「お姉さんから聞いた。（Xのお姉さん）」「2月20日～23日にかけてLINEのやり取りをして知った」「目のことも知ってる？といわれて知らないといった」との回答であり、BさんがXさんの目の病気のことを知ったのはXさんが自死した後の平成31年2月20日以降にXさんの姉から聞いて初めて知ったものである。

このように、目の病気のことを知っている生徒はいるものの、気になることを答えた生徒はいなかった。

また、本校は、教職員に対し、保護者から指摘のあった11月17日サッカー応援のことでXさんの目の病気のことのほか、ワイシャツの足跡のこと、顔の跡のこと、タイマンをはれと言われたことについてアンケート調査を実施した。

サッカー応援について、「11月17日（土）サッカー決勝戦の応援日前後、X君が欠席したことについて注意したことがありますか？」との問いを設けたところ、全教職員が「注意していない」と答えた。

「注意しているのを見た」と答えた教職員はいなかった。

目の病気のことについて、「X君は「目」の病気により斜めに見る癖がある。このことについて、本人を呼んで何か指導したことはありますか？」との問いを設けたところ、全教職員が「ない」と答えた。

ワイシャツの足跡のこと、顔の跡のこと、タイマンをはれと言われたことについては、全員、知らない、心当たりがない、との回答であった。

ホ 平成31年4月16日

本校は、青森県総務学事課に対し、報告書（3回目）を提出した。

マ 平成31年4月23日

橋場校長、法人古川常務理事がXさんの自宅を訪問（8回目）し、保護者と面談した。

保護者からは、Aさんとのことが一番引かかる（1月2日にLINEをブロックしたことや1月15日に話した後に死亡していること）、ワイシャツの足跡、顔の腫れも気になる、とのことであった。やはり第三者からの答えを聞きたい、とのことであった。

ミ 令和元年5月10日

法人の常任理事会において、弁護士、臨床心理士、学識経験者などからなる第三者委員会の設置を決定した。

(3) 第三者委員会設置の決定後の経過

法人は、弁護士については令和元年5月20日に青森県弁護士会に、臨床心理士については同月23日に青森県臨床心理士会に、それぞれ第三者委員会委員の推薦を依頼した。

青森県臨床心理士会は、同月23日、同会所属の臨床心理士1名を推薦した。

青森県弁護士会は、当初、弁護士1名の推薦依頼を受けたものであるが、法人に対し、第三者委員会委員の職務の内容からして弁護士委員を2名とするよう要請した。法人はこの要請を了承した。同弁護士会は、同年7月18日、同弁護士会所属の弁護士2名を推薦した。

学識経験者については、法人は、当初、弘前大学教育学部に委員推薦の依頼をしたが、断られた。法人においてさらに検討し、青森県青少年健全育成審議会の委員名簿に、学識経験者委員として弘前大学大学院医学研究科の教員がいることを確認したことから、弘前大学大学院医学研究科長に依頼したところ、同年5月24日、同科の教授1名を推薦された。

このようにして令和元年7月18日までに第三者委員会の全ての委員が決まった。

2 当委員会の構成

当委員会は、法人、本校及びそれらの関係者、Xさん、保護者及びそれらの関係者、Xさんの友人ないし知人のいずれとも利害関係のない下記の4名で構成されている。

委員長	木下晴耕	木下綜合法律事務所・弁護士
委員	栗林理人	弘前大学大学院医学研究科特任准教授（後に、同大学大学院保健学研究科教授）・精神科医
委員	浅田英輔	公認心理師・臨床心理士
委員	笹森真紀子	つがるひまわり基金法律事務所（後に、弁護士法人東京フロンティア基金法律事務所へ移籍）・弁護士

3 当委員会の調査事項

(1) 保護者の疑問点ないし不審点

前記1記載のとおり、本件では、保護者から本校に対し、第三者委員会設置の要望をされたものであるが、かかる要望をされた時点で、保護者からは、第三者委員会に調査を求める事項を具体的に挙げられていたわけではなかった。

そこで、当委員会において、いかなる事項を調査事項とするか審議したところ、まず、本件重大事態発生から第三者委員会設置までの経過において、保護者から本校へ指摘された疑問点ないし不審点（以下「疑問点等」という。）について調査する必要があるとの結論に達した。その疑問点等として次の13項目を挙げることができる。

①	夏頃、Xさんのワイシャツの背中に足跡がついていたこと
②	Xさんの制服のブレザーの裾が破れていたこと
③	Xさんの右顎に跡がついていたこと
④	自死が始業式当日だったこと
⑤	Xさんの通夜に弔問に来たJさんの不審な挙動
⑥	上級生との関わりはどのようなものであったか
⑦	自死後にAさんが投稿したツイート「こんな体験初めてなのに一度に二度の事が重なりすぎて体も心も持たねーわ…」の意図
⑧	Xさんの教科書に、「〇〇〇（Xの名、平仮名）死ね」と書かれたメモが挟まっていたこと
⑨	平成31年1月2日、XさんがAさんをLINEでブロックしたこと
⑩	平成31年1月15日深夜、友人らとのグループLINEの後に死亡していること
⑪	交際女性とのやり取りはどのようなものであったか
⑫	眼球振盪について、他の生徒や教員からからかわれていなかったか
⑬	平成30年11月17日（土）のサッカー応援を欠席したことに関し、教員から暴言を言われたことはなかったか

次に、当委員会は、令和元年8月29日開催の第2回委員会に保護者（父及び母）にご出席いただき、保護者が本校へ指摘された前記①ないし⑬の13項目の疑問点等について調査する方針であることを告げ、意見を求めた。

そうしたところ、保護者からは、新たに次の1項目を疑問点等として挙げられた。

⑭	Xさんの筆箱に「ヤリチン」と彫られていたこと
---	------------------------

これについて、それまでに保護者らから本校に対し疑問点等としての指摘や情報提供がなされたことはなく、当委員会において初めて述べられたことである。

当委員会の前記第2回委員会において、保護者からの疑問点等について当委員会が調査事項として取り扱うのは前記14項目とすることを決定し、保護者からも了解を得た。

もともと、当委員会が調査していく中で、令和元年10月28日の保護者面談（4回目）で初めて保護者より、次の1項目についても疑問点等として挙げられた。

⑮	高校2年生の夏頃、Xさんがジャージをなくしたと言ってきたが何か月かしてXさんが食堂で見つかったと言ってきたこと
---	---

これについて、当委員会で審議の上、追加の調査事項として取り扱うこととした。

(2) 当委員会で調査することとした事項

前述のとおり、当委員会は、前記①ないし⑮の15項目の保護者の疑問点等について、事実関係の調査を行うこととした（以下「本件調査事項1」という。）。

また、保護者の疑問点等の主眼とするところは、要するに、本校において、Xさんに対し他の生徒ないし教職員から、いじめがあったのではないかと、いうところにあるものと考えられることから、前記15項目の調査を通じて、Xさんに対するいじめの有無について調査することとした（以下「本件調査事項2」という。）。

さらに、いじめがあったと認められる場合には、いじめと自死との因果関係、再発防止策について調査することとし、いじめがあったと認められない場合には、Xさんが自死に至る経過の事実関係を調査し、Xさんが自死に至った理由についてできる限りの調査を行うこととした（以下「本件調査事項3」という。）。

第2 調査期間並びに調査の対象及び手法

1 調査期間

当委員会は、令和元年8月8日から令和2年7月30日までの期間、次のとおり委員会ないし調査部会を開催して調査を行ってきた。

	開催年月日	開催地	備考
--	-------	-----	----

第1回委員会	令和元年8月8日	青森国際ホテル	
第2回委員会	令和元年8月29日	まかど観光ホテル	保護者面談①
第3回委員会	令和元年9月5日	本校	前田教諭聴取り
第1回調査部会	令和元年9月9日	PRセンター(※1)	保護者聴取り①
第4回委員会	令和元年9月17日	本校	橋場校長聴取り
第2回調査部会	令和元年9月23日	PRセンター	保護者聴取り②
第5回委員会	令和元年10月7日	青森国際ホテル	
第3回調査部会	令和元年10月14日	PRセンター	保護者聴取り③
第6回委員会	令和元年10月28日	本校	島田博美, 大沼暢, 工藤蓮, 成田富美 仁, 以上4教諭聴 取り
第4回調査部会	令和元年10月28日	PRセンター	保護者聴取り④
第5回調査部会	令和元年11月25日	本校	浪岡賢吾教諭, A さん①聴取り
第7回委員会	令和元年11月27日	本校	Bさん, Aさん② 聴取り
第8回委員会	令和元年12月9日	本校	Aさん聴取り③
第6回調査部会	令和元年12月9日	PRセンター	保護者聴取り⑤
第9回委員会	令和元年12月16日	本校	Eさん, Dさん① 聴取り
第10回委員会	令和2年1月23日	ホテルサンルート青森	
第7回調査部会	令和2年1月27日	PRセンター	保護者聴取り⑥
第8回調査部会	令和2年2月1日	名鉄ニューグランドホ テル	Hさん(Hさん母 同席)聴取り
第9回調査部会	令和2年2月5日	むつ来さまい館	Iさん(Iさん母 同席)聴取り
第11回委員会	令和2年2月14日	本校	Dさん聴取り②
第12回委員会	令和2年3月2日	PRセンター	保護者面談②
第13回委員会	令和2年3月27日	青森国際ホテル	
第14回委員会	令和2年4月6日	青森国際ホテル	
第15回委員会	令和2年4月20日	ウェブ会議(※2)	
第16回委員会	令和2年5月11日	ウェブ会議	
第17回委員会	令和2年5月22日	ウェブ会議	
第18回委員会	令和2年6月1日	ウェブ会議	

第10回調査部会	令和2年6月19日	PRセンター	保護者面談③
第11回調査部会	令和2年6月22日	PRセンター	保護者面談④
第19回委員会	令和2年7月9日	ウェブ会議	
第20回委員会	令和2年7月20日	ウェブ会議	
第21回委員会	令和2年7月30日	まかど観光ホテル	報告書提出

(※1) 野辺地町観光物産PRセンター

(※2) 新型コロナウイルス (COVID-19) 感染拡大防止のための措置

2 調査の対象・手法

(1) 資料

当委員会は、前記第1の1記載のとおりの本件重大事態発生から第三者委員会設置までの経過において本校が作成し又は收受した資料（青森県総務学事課ないし法人に提出した報告書、本校が実施した生徒ないし教職員を対象とするアンケート、個別聴取り結果報告書、関係者から提出を受けたLINE送受信記録、Xさんが教科書に挟んでいたというノートの切れ端の写し）については当委員会設置後直ちに引継ぎを受け、Xさんに係る各種の資料（中学校からの調査書、指導要録、本校における指導要録、保険調査票、健康診断書等）については当委員会の調査着手後に本校から提出を受け、さらに聴取りをした生徒のうち数名からもLINE送受信に係る記録の提出を受け、これらを検討した。

(2) 聴取り調査

ア 対象

生徒や教員等からの聴取り調査については、本件重大事態発生後、本校において行っていたものもあるが、当委員会では、中立・公平の観点から改めて生徒や教職員等から聴取り調査を行うこととした。

当委員会は、前記1記載のとおり、保護者、担任である前田教諭、橋場校長、授業で接することが比較的多いなどXさんと一定の関わりがあったと認められる教諭（島田博美教諭、大沼暢教諭、工藤蓮教諭、成田富美仁教諭及び浪岡賢吾教諭）、Xさんと交流のあった生徒（Aさん、Bさん、Dさん及びEさん）、かつての交際相手だったHさん及びIさんから聴取り調査を実施した。

かつての交際相手だったGさんについては、聴取り調査を依頼したが協力いただけず、聴取り調査を実施できなかった。

イ 手法

保護者の聴取り調査は、当委員会に出席いただき面談して概要について聴取りをしたことに加え、二次被害防止の観点から精神科医である栗林委員を主担当として月に1、2回の頻度で計6回面談して聴取りをした。本校以外の場所で行った。

生徒及び教職員の聴取りは、やはり二次被害防止の観点から、圧迫感を与えない

ように複数の委員で行った。緊張感を与えないため、本校の校舎内において行った。

かつての交際相手の聴取りは、やはり二次被害防止の観点から、圧迫感を与えないように複数の委員で行った。また、遠方に居住されていることから、それぞれの居住地である愛知県やむつ市の会場において行い、それぞれの母に同席いただいた。

第3 事実経過等

1 Xさんの家族構成

はじめに、Xさんの家族構成について、概要を述べる。

以下、本項は、主に保護者面談において聴き取ったものである。

① 父

Xさんの宿題をみてあげたり、魚のさばき方や料理を教えたり、海への潜り方やウニの取り方も指導した。

② 母

③ 姉（長女）

本校の卒業生。

④ 妹（二女）

兄（Xさん）と同様に、眼球振盪が認められていた。

Xさんの自死の当時はg中学校の3年生。

“平成31年1月15日に自宅の2階から「ドーン」と大きな音がした、これはXさんが自殺未遂した時の音であり、そのことに気づいていたのに自分は何もしなかった”として自分を責めていた。

⑤ ペット

Xさんが小学6年生の時にチワワを飼いたいと希望したため、飼うことになった。過去には15歳で死んだ犬もいたとのこと。

2 Xさんの生い立ち

次に、Xさんの生い立ちについて、出生～乳幼児期、小学校時代、中学校時代に分けて、概要を述べる。

本項も、主に保護者面談において聴き取ったものである。

(1) 出生～乳幼児期

* 発達面等の遅れは認められなかった

3人きょうだいの第2子（長男であり、姉と妹がある。）として出生。あやすと笑い、いないないば一遊びも楽しんでた。夜泣きは目立たず、「大人しい子」「手のかからない子」（母）であった。人見知りはなし。後追いは認められた。離乳食や歯みがきにおいても特に問題は認められず、偏食も目立たなかった。始歩、始語の遅れは認められず、1歳半及び3歳児健診でも特に遅れを指摘されたことはなかった。

- * 幼稚園へ入園後、約1年間は分離不安が認められていた

2年間（5歳、6歳）幼稚園へ通うが、母子分離不安が認められた。泣いてばかりいて、母が幼稚園へ置いてくることも一苦勞で、母は、入園後約1年間はほぼ、できるだけ早く幼稚園へ迎えに行っていた。「家の人（家族）がそばにいれば特に泣いたり不安がったりするようなことはなかった」（父）。

遊びは、ブロック遊び（ロボット作りなど）やお絵描きが好きであり、なりきり遊びのようなごっこ遊びは活発でなかった様子。

6歳になると、登園時に泣いたりすることはなくなり、3歳年下の妹の面倒をよく見てくれていた。

幼稚園では、集団行動においても大きな問題は認められなかった。虫を見せると怖がるような子であり、臆病な面があった。

(2) 小学校時代

- * 小学校入学時に分離不安などは認められず

地元のh小学校の普通学級へ入学。1学年1クラス、1年生は生徒数10名以下。男子生徒はXさんを含めて4名。いずれも大人しい子であった。立ち歩くような生徒もおらず、静かなクラスであった。Xさんは、同じ幼稚園の児童たちと一緒にであったこともあり、それほど戸惑うことなく小学校生活になじめていた様子である。板書などが苦手ということではなかった。宿題は父がみてあげたりしていた。

- * 2年生の時に小学校の統合を経験するが戸惑うことなし

2年生になる時、h小学校がi小学校へ統合となった。i小学校でも1学年1クラスに変わりはないが、1学年の生徒数は30数名に増えた。自宅から学校までの距離が遠くなったため、通学はスクールバスを利用することとなった（所要時間は片道20分位）。バスでは、姉のほか、隣りに住む同級生の男子児童1名と一緒にあり、Xさんは新しい環境にも戸惑うことなくなじめていた様子だった。

- * 地域の中で育つ恵まれた環境が整っていた

Xさんを始め地域の多くの子どもたちは、小学校から帰宅すると、漁港で作業をしている親たちの近く（保護者はそこを「浜」と表現していた。）で、大人たちの見守る中で遊んでいた。

学習面では、2年生の漢字はまずまずであったが、九九は苦手であり習得に時間がかかった。

- * 友人が困っていると手助けするタイプ

Xさんは、友人が困っていると手を貸すタイプであり、ちり紙を忘れたり、消しゴムを忘れたりした友人に自分の持ち物を貸してあげたりしていた。

4年生になると、Xさんはプラスバンド、野球、陸上、バスケットは苦手であるとの理由でそれらを避け、テニス部を選択して入部した。同じ地区の友人も一緒に部活であった。

5年生では、宿泊訓練があつたが、Xさんは親元を離れて宿泊することを特に問題なく行えていた。

* 5年生の冬の朝に登校をしぶるエピソード

5年生の時、他の男子生徒に後ろから頭を叩かれていたことがあり、「学校へ行きたくない」と口にしていたことがあつた。

5年生の冬の朝、学校へ登校したふりをして、家の裏に隠れていたことがあつた。Xさんは、担任教師に理由を尋ねられて、他の男子生徒に後ろから頭を叩かれていたことを打ち明け、その事実が発覚した。保護者は、Xさんをそつと見守っていた。

* ウルトラマン関連グッズの収集家

もともとウルトラマンが好きで（特に初期の頃のウルトラマン）、DVDやフィギュアを集めたりもしていた。姉が就職を機に家を出ると、Xさんは自分の部屋をウルトラマン関連のグッズを置く部屋とし、自分自身は姉の部屋へ移った（保護者は、そのようなXさんを「ウルトラマンおたく」みたいでしたと表現。）。

6年生、Xさんは、学級内では目立たず、前に出るタイプでもなかった。

修学旅行には楽しんで参加できていた。親元を離れることに不安を示すことはなかった。

* チワワ犬を買ってほしいとせがむ

店舗で、Xさんは生後1か月のチワワ犬をみて、珍しく自分から「買って、買って」と母にせがんだ。その理由について、Xさんは、「目と目が合った」と話していた。

* 「〇〇になりたい」という自己像（自我理想）

Xさんは、卒業文集において、特に「〇〇になりたい」などと具体的に記載してはいなかったが、父から魚のさばき方を教えてもらうなど料理を教えてもらい、料理することがとても好きで、自ら調理師学校へ行きたいと口にすることがあつた。

(3) 中学校時代

g 中学校の普通学級へ入学。1学年2クラス。テニス部に入部したかったが、同校のテニス部員は女子のみであったため、バレーボール部へ入部した。バレーボール部に入部した1年生はXさんのみであった。バレーボールを題材にした週刊少年ジャンプ連載の漫画「ハイキュー!!」を愛読していた。

* バレーボール部の先輩から命令されるエピソード

バレー部では、男子の先輩からトイレで「〇〇買ってこい」などと脅されたりすることがあつたが、中学校側が対処してくれた様子である。

学習面では、英語が苦手であつた。

音楽グループのEXILEなどが好きで、よく聴くようになった。

DVD「海猿」を夢中になってみるようになり、将来は海上保安庁へ勤務したいと口にするこもあつた。

文化祭などで特に目立つような存在ではなかつた。

* 同級生に頭を叩かれるエピソード

2年生の時、同級生に頭を叩かれたことがあつたが、これも中学校側がうまく対処してくれた様子である。

* 自宅では母に対して反抗的な態度が出現

自宅では母に対して、「うるせーなー」などと反抗的な言葉を口にしたりするようになったという。しかし、後から、Xさんは母に対し、「ごめんね」と話したりもしていたという。ときに、Xさんは、「頭にきた！」と口にして、2階の自室へ階段を駆け上っていったりすることもあつたという。

* 生まれつきの目の症状をめぐること

母は、Xさんの目にみられる眼球震盪の症状が治るものであれば、と考え、札幌医科大学附属病院眼科を受診させた。そうしたところ、同科の医師からは、「生まれつきで治らない」「障害というのであれば、そのような学校へ」などと説明され、母は納得できずに激しい感情を表出した。Xさんの妹（二女）にも目に同じような症状があつたため、Xさんと妹を東北大学医学部附属病院眼科へ受診させたこともあつた。そこでも、目の症状が生まれつきで治らないものであること、眼鏡の使用などで対処するしかないことなどを説明された。

なお、母によれば、中学校の担任教師から直接、Xさんが目のことでいじめられていた事実はない旨を確認した、とのことである。

* 異性への関心が認められていた

中学2年生の時、女子生徒と一緒にスーパーマーケットでプリクラを撮つたことがあつた。

中学3年生になると、バレーボール部では3年生部員がXさん1人であつたため部長を務めることになり、後輩たちの面倒をよくみていた。卒業時には、後輩たちから感謝の色紙をもらつていた。

* 将来への思いが存在

「漁協に勤めたい」と口にするようになった。理由としては、「父親の手伝いもできる」「海に潜るのが好き」などであつた様子である。父がウニをとるのを見て、父に教えてほしいと願ひ出、きちんとルールを守つて父の指導を受けていた。

中学校卒業後の進路については、介護・福祉の分野に興味があるとのことで、自ら本校の保育福祉系列を受験することを決めた（県立高校は受験しなかつた。）。

3 本校入学後

本項では、はじめに、本校入学後のXさんと主に付き合いのあった生徒について、概要を述べた上、さらに、本校入学後から自死に至るまでの出来事について、1年次、2年次と学年ごとに順次検討していく。

以下は、Xさんと付き合いのあった生徒、本校教職員、保護者との各面談において聞き取ったものである。

(1) 主に付き合いのあった生徒

① A

本校同級生。自宅はむつ市。スクールバスのルートはむつ市ルート。
本校入学後、同じクラスであることから仲よくなった。

② B

本校同級生。自宅は横浜町。
本校入学後、同じクラスであることから仲よくなった。

* Xさんは、Aさん、Bさんとは特に交友関係が深かった

Xさんは、Aさん、Bさんとは本校入学後早い時期から仲がよかった。このことは、当委員会が聴取りをした本校生徒全員が述べているところでもあり、疑いを差し挟む余地はない。

Xさんは東通ルートのスクールバスを、Aさんはむつ市ルートのスクールバスを利用しており、Bさんは電車通っていたが、3人一緒に放課後の時間（15時半ごろからバスが出る16時半ごろまでの間）を過ごしていることが多かった。その間、スマホでゲームをしたり、前庭でキャッチボールをすることもあった。

③ C

b 高校同学年。自宅はむつ市。
Aさんと同じ中学校の出身であり、Aさんを通じて仲よくなった。

* LINEグループ「やに」

以上3名は、XさんとともにLINEグループ（グループ名「やに」。以下「やにグループ」ということもある。）を作り学校外でも交流していた。

Xさんが本校の外で会って遊んでいる生徒は、ほぼこのメンバーであった。

学校外で会うときはむつ市内で待ち合わせをすることが多く、Xさんは父母に送迎してもらっていた。

LINEグループ上でも、冗談を交えたやり取りが日常的になされている。悪意のあるやり取りは全くされていない。

Xさんも、このLINEグループ上では、メンバーに積極的に相談もしていたことから、メンバー同士の親交の深さが窺われる。

④ D

本校同学年（1組）。c 中学校出身。自宅は野辺地町。

本校入学後、同じ保育福祉系列であることから仲よくなった。

⑤ E

本校同学年（3組）。自宅は七戸町。

本校入学後、同じ保育福祉系列であることから仲よくなった。

⑥ F

d 高校同学年。Eさんの友人。

Eさんの紹介でXさんと付き合う。

⑦ G

e 高校同学年。c 中学校出身。

* Gさんとの交際の経過

Xさんは、AさんからGさんのTwitterを紹介されて、Gさんに連絡を取った。

その後、GさんはXさんと付き合うが、付き合った時期は2年次の平成30年7～8月頃で、交際期間は1か月にも満たない。

Gさんから切り出して別れている。

別れた後に開催された本校文化祭（同年10月6～7日）にGさんが来ており、そこでXさんと再び会っている。

その後、XさんからGさんに対し、LINEで、「G今までありがとうもう無理」「だから、生きてるのがだよ、」「こいつに友達なんていねえーよ」「俺Xの中のもう1人の人格だから」などと二重人格的な態度でメッセージを送信していた。

また、XさんからGさんに対し、LINEで、リストカットによりできたと思われるような手首の傷の画像を送信した。この画像を送信されて驚いたGさんは、後日、Dさんに相談している。相談されたDさんがXさんに事情を聞いたところ、Xさんは、「覚えていない」と答え、DさんはXさんに対し、こんなことはするべきではない、と話した。

さらに、XさんからGさんに対し、LINEで、「死ねって思ってるでしょ？」「死んで私の前から消えろってことでしょ？」と発言され、Gさんは「何言ってるの 話しかけないでって意味なんだけど」と困惑した返答をしていた。

当委員会の聴取り調査では、GさんがXさんのことを「重い」と友人に漏らしていたこと、GさんがXさんから「他の男と話すな」と言われたと漏らしていたこと、GさんがXさんのことを束縛するタイプだったと評していたことなどの事情を聴くことができた。

また、Gさんは、Xさんに対し、「キスとかするなら、1年付き合ってから」などと言っていたこともあったようで、Xさんとはキスをするまでの関係にはなっていないのではないかと述べる生徒もあった。

⑧ H

愛知県在住。Xさんと知り合った当時は中学2年生。

⑨ I

a 高校同学年。f 中学校出身。

自宅はむつ市。a 高校在学中は寮生活をしていた。

* Iさんとの交際の経過

平成30年12月上旬頃、Xさんは、Aさんに対し、「彼女がほしい。誰かいないか」と相談した。そこで、Aさんは、Twitterを通じて知り合ったIさんのLINEアドレスをXさんに教えた。

そのようにしてXさんからIさんに連絡を取るようになり、LINEのやり取りですぐに意気投合し、その頃から付き合うこととなった。

交際期間は、平成30年12月上旬から平成31年1月1日までである。

この間、XさんとIさんとは、むつ市内で3回程度会っている。

当委員会の聴取り調査では、付き合っている頃の2人は「ラブラブ」だった、店のトイレでキスしていたようだ、2人ともキスマークをつけていたことがあった、Iさんが「デート中に抱きついてきて、やめてといってもやめない」という話を漏らしていた、などの事情も聴かれた。

平成31年1月1日、Iさんから別れを切り出すも、Xさんはこれを受け容れず、むしろ別れないようIさんを説得しようとした。

当委員会の聴取り調査では、Iさんが「より戻す気ない」と述べていた、服装が好みではなかった、「性格直してほしい」とか「男らしくなってほしい」とか「女々しい」と言っていたなどの事情が聴かれた。

Iさんも、別れた理由について、「女々しいし、性格が合わなかった」と述べている。Iさんは、「Iの友達に相談をしておいて、それをIに言わないでとすところ」や「外にいるのにベタベタしてくるところ」などをXさんの不満な点として挙げている。最後に会った日に「このあとどこでチューする？」と聞かれたことも「引いた」と述べている。

ところで、Xさんは、Hさんに対しては、「相手が束縛する」「相手がベタベタしたがって嫌だ」などとむしろIさんの方がXさんを束縛したりベタベタしたがるなど立場を真逆にした話をしている。

どちらが真実であったか。Iさんの方からXさんに対して別れを切り出しており、XさんはIさんに別れるのを思い止ませようと試みていることからすれば、IさんとXさんとの交際関係に不満を募らせたのはIさんの方であり、Xさんの方では特に不満はなかったものと考えられる。また、XさんともIさんとも交友のある複数の生徒が、Iさんから、Xさんがデート中に抱きついてきてやめるように言ってもやめない、という話を聞いていたことも考えれば、Iさんが述べていたとおり、抱きついたりベタベタしてくるのはXさんの方であり、Iさんが嫌がっている

たというのが実情であったものと認められる。

Xさんは、Hさんに対しては、この点について、真実を述べていないものと認められる。

(2) 高校1年次

平成29年4月に本校の保育福祉系列に入学した。

本校は、1学年3クラス、1クラス25名程度の規模である。

原則的に3年間クラス替えはなく、担任も変わらない。

入学時のクラスは1年2組で、担任は前田夏実教諭である。

スクールバス（東通ルート）で通学していたこともあり、部活には入らなかった。

本校入学後に保護者から個人のスマホ所持を許可された。

小遣いについては、月々定額ではなく、その都度必要な時に母からもらう形であった。

Xさんと同じ中学出身のKさんがAさん、Bさんと席が近く、話すようになり、Kさんを通じてXさんもAさん、Bさんと仲よくなった。

他にXさんと仲がよいのは、同じクラスのJさん、Lさん、1年3組のMさん、Nさん、Oさんなど。

系列ごとの授業では、Dさん、Eさんらと仲が良かった。

Bさんは、当初、レスリング部に所属していたが、途中で退部することとなり、それ以降は放課後の時間もXさん、Aさんと過ごすようになる。

1年次後半には、Xさん、Aさん、Bさんが3人で行動することが増えていた。

* 高校生活は楽しい

Xさんは、妹に対し、高校生活について、「楽しい」とよく話していた。

* 喫煙の契機

Xさんは、好きな音楽グループEXILEのDVD「High&Low」を見てから、喫煙するようになったという。母は、Xさんに喫煙を許可する対応をとりつつも、「学校や他の家では吸うな」と指導していた。ある日、母は、Xさんの部屋の絨毯が焼けているのを発見し、Xさんに喫煙のことを尋ねると、Xさんは喫煙を否定していたという。

* 同性同年輩者（同性の友人）関係の展開

Xさんは、内気で引っ込み思案であるBさんと親しくする中で、喫煙したり、髪を染めたりなどするようになった。また、異性へ関心を抱くようになると、頼りになるAさんに相談したりするようになった。

* 女性との交際

d高校のFさんと1週間ほど付き合ったとの話がある。

また、ネットで知り合った女性と付き合ったという話もある。

妹によれば、Xさんが「球技大会のときにストーブのところで暖まっていたら告られた、俺、彼女できた」と嬉しそうに話してくれたことがあった、とのことである。

なお、球技大会は平成29年12月に開催されている。

* Xさんからの死をめぐる話①

冬、Xさんが自宅に妹と2人でいたとき、妹に「俺が死んだらどうする？」という話をしていた。

* 性的関係を持ったことを自分から周囲に言いふらす

Xさんは、交際する女性がよく変わり、そのことをクラス内で皆の前で話していたという。また、真偽は不明であるが、クラス内で皆の前で、中学生のときに塾のトイレでセックスをした、と笑いながら話していたという。こうしたことから、仲間内では「ヤリチン」と言われることがあった。

(3) 高校2年次

平成30年4月、2年生に進級した。

クラス替えはなく、担任も前田教諭のまま変わりはない。

帰りのスクールバスの出発時間が1時間遅くなった。このため、放課後に学校内で過ごす時間が増えた。その時間、校舎の前庭でキャッチボールをする姿も見られた。

本校では運動部に所属する生徒が元気で目立ち、そうした生徒と比べると、Xさんは大人しく目立たない存在だったようである。

役割などを積極的に引き受けるタイプではなく、体育祭などでは全員参加の種目に出る程度であった。

系列別の授業では、目立つ存在というわけではないが、それなりに皆と仲よく話をしており、交際していた女性の話なども自分からしており、多くの生徒がそれを耳にしている。

学校外では、Aさん、Bさん、Cさん（やにグループのメンバー）と会うことが多く、土日や長期休暇には、むつ市内に集まり、ゲームセンターなどで遊んでいた。

また、やにグループでは夜中までLINEグループでやり取りしたり、ネットゲームをしたりしている。LINEグループでは、ゲームの話や交際相手の相談などがなされていた。

やにグループのメンバー間において、特に問題があったと考えられるような事情は何ら窺われない。

* 2年次の夏から自死に至るまで

まず、概要を記す。

平成30年7～8月頃、Gさんと付き合うも、別れる。

8月15日、Hさんと知り合う。

8月16日、母の義父の死。数日後に家族で葬儀に出席。

8月下旬、Hさんと付き合う。

10月6日、7日の本校文化祭でGさんと会う（リストカット画像送信と二重人格的態度でのやり取り）

11月17日、サッカー部の全校応援を欠席。

12月上旬、Hさんと別れる。Iさんと付き合う。

12月4日又は6日、Aさんと「ノートの切れ端」のやり取り。

12月10日～14日、修学旅行。旅行中にHさん、Iさんと通話している。Hさんとは通話後も長時間LINEでやり取りをした。修学旅行後、Iさんと会い、修学旅行の土産を渡す。

12月31日、Iさんと会う。

平成31年1月1日、LINEでIさんから別れを切り出される。その後、AさんとLINEでやり取り、最後にXさんがAさんをブロックする。

1月2日、HさんとLINEでやり取り。Xさんからは「死ぬ」「死にたい」「死なせて」などと発言。自ら紐を首に巻いたが紐が切れた、とも送信。

1月8日、母、妹と3人で温泉へ出かけた際、妹に死をめぐる話②。IさんへLINEし、自分が買ってもらった物をどうしたらいいのか尋ねる。Iさんからは「返さなくていいよ」との返信であった。

1月11日、例年のように漁船、4つの神社をまわり、自分で寿司を握ったりしていた。

1月13日、漁協の飲み会に参加。

1月14日、Dさんと通話。

1月14日深夜～15日0時過ぎ頃まで、LINEグループでやり取り

1月15日夕方、BさんとLINE。深夜、HさんとLINE。

1月16日、自死。

* 多くの人に自分でとったウニなどをあげる

Xさんは、父からウニの捕り方を教わると、自分で捕ったウニを瓶に詰めて、前田教諭、県外の祖母、Gさん、Hさんなどへあげていた。Xさんは、周囲の友人たちが女性にプレゼントをあげていることを知り、自分も一生懸命にそうしていたようである。Xさんは、父が捕ったウニではなく、あくまで自分で捕ったウニをプレゼントしようとした様子である。

* Gさんとの別れ

母によれば、ある日、Xさんが顔を真っ赤にしていたので、Gさんと別れたのであろうとすぐにピンときたという。父も、Xさんが女性にプレゼントを用意しなくなったことで、うまくいかなかったと気づいていた様子。母は、そのようなXさんをそっとしておくことにした。

* Hさんとの交際

平成30年8月15日、HさんのTwitterにXさんがリプライする形で知

り合う。

XさんのTwitterのアカウントは、いわゆる「病み垢（病んでいるアカウント）」であると自ら表示しており、Hさんのアカウントも同様であった。

Hさんによると、「最初はヤミすぎてて、すぐ返事できなかった」とのことであるが、DM（ダイレクトメール）しあっていてすぐに打ち解け、付き合うことにしたという。

XさんはHさんに学校での出来事を話し、Hさんはそれを興味深く聴いていた様子である。ただ、その中には、「階段から突き落とされた」とか「担任の先生とか同級生から目のことでたくさん言われた」とか「同級生から喧嘩を振られた、もう殴り合いな感じで」などと、後述するように誇張や虚偽と考えられるエピソードも多々含まれていた。

毎日のように長時間LINEやビデオ通話をしており、そこにはHさんの母やXさんの姉妹が加わることもあった。

毎日のやり取りは非常に楽しそうになされていたようであり、XさんがHさんを疎ましく思っている様子は窺われない。

その一方で、Xさんは、学校の友人には、Hさんのことを、「束縛がきつい」「すぐ連絡しないと怒る」などと話していた。当委員会が聴取りをした生徒からは、「XがHをととても疎ましく思っている、別れたがっている」「(Hさんの) 悪口しか聞いたことない」という話も聞かれた。

また、Xさんは、Hさんに対し、「学校に友達はいない」「皆に疎まれている」「担任は男」などと話している。実際には、Xさんには、前述のとおり、Aさん、Bさんという1年次からのとても仲のよい友人がいる。また、Aさん、Bさんのほかクラスメイトから疎まれているという話も、当委員会の聴取り調査では聴かれたことがない。そればかりか、Xさんのクラスの担任は、前述のとおり、女性である。

Xさんは、Hさんに対し、「タイマンはった」「階段から突き落とされた」「担任やクラスメイトから毎日目のことをバカにされる」といった話もしている。タイマンすなわち一对一の喧嘩や階段から突き落とされる事実があったかどうかについては、本校のような比較的小規模の学校でタイマンをしたり、階段から突き落とされるといった事件が複数回あれば、そのうちのいずれかは少なからぬ生徒ないし教職員の目に留まり、目撃していない生徒らの間でも噂話として広まりそうなものであるが、当委員会が聴取り調査をした生徒の中にそうした光景を見た者や話を聞いた者は皆無であった。当委員会が聴取り調査をした生徒の中には、Xさんがタイマンをしたと言っている、と聞くや、Xさんの普段の人となりからすると想像も付かないことだと驚く生徒もあり、突飛な話として受け止められた。目のことを馬鹿にされたかどうかについても、前田教諭や他の生徒の中には薄々気づいている者もいたが、気づいている者は皆、むしろあまり触れないように配慮してきたという。目のことを馬鹿にした

者がいるという話も当委員会の聴取りでは全く聴かれなかったし、Xさんが目のことで悩んでいる様子や目のことを他人から馬鹿にされて悩んでいる様子を見た者も、Xさんからそのことで悩みを打ち明けられた生徒ないし教職員も皆無であった。

Hさんと別れる理由についても、Xさんは、「父から、父の友人の娘と付き合うよう強制されたから別れなければならない」と説明しており、明らかに事実とは異なる虚偽の理由を伝えている。

以上のとおり、XさんがHさんに対して話していたことは、実際に存在した出来事であるのかどうか相当に疑わしいものや、明らかに事実とは異なる虚偽や誇張を含むものも多かったものといわざるを得ない。

とはいえ、Hさんは、Xさんが傷ついていると認識し、心配して、Xさんの妹にLINEで連絡をとるなどしていた、このため、Xさんの妹はHさんのことを優しい人だ感じていたという。

* 母親の義理の父の死（平成30年8月16日）

保護者によれば、Xさんは、3歳頃より、母の実家（県外）へよく出かけていた。Xさんがウルトラマングッズを収集しているとのことで、母の義父は1体1万5千円もするウルトラマンフィギュアをXさんに購入してくれていた。中学校に入ると、妹と一緒に母の実家へ出かけていた。その母の義父が平成30年8月16日に亡くなったとのことで、Xさんは家族で葬儀へ出席した。Xさんは、ご遺体の横で泣いていた。Xさんは、「祖母ちゃん頼むからな」と肩を叩かれたような気になったらしく、自ら、「大丈夫だから、わが面倒みるから」と口にしていたとのことである。

Xさんは、この葬儀から帰ってきて、Hさんとの付き合いを深めることとなった。

9月の高校の職場体験で、Xさんは、地元の漁業協同組合へ申し込んで参加した。

* Hさんとのビデオ通話中にXさんの人格が変化する

Hさんによれば、平成30年9月30日深夜、XさんがHさんと2人だけでビデオ通話していた際、Xさんの人格に変化が生じ、「全然違う顔になった」という。口調が一気に変わったり、一気に優しくなって、ちょっと時間経ってから急に怒り出したり、叫びながら暴れていたという。

Xさんのノートには、「〇〇〇（Xのフルネーム）」「〇〇（Xの姓）〇〇（Hさんの名）」「〇〇（Xの姓）広斗」という名前が記載されていた（〇〇（Xの姓）広斗という名前がXさんの「もう1つの人格」らしい。）。

* 10月6日、7日の文化祭後「もう1つの人格」

Xさんは、Gさんと別れた後に、Gさんに対し、「俺Xの中のもう1人の人格だから」「お前が忘れられなくて辛かったらしい」「お前こいつの気持ち考えろよ」という内容をLINEで送り、リストカット（手首自傷）の画像も送った。

このXさんからのLINEについて、Gさんと同じ中学出身のDさんがGさんから相談を受けたので、DさんはXさんに話を聞いた。そうしたところ、Xさんは、「覚

えていない」と述べていたという。

当時、Xさんは既にGさんと別れ、Hさんと付き合っている状況ではあったが、Gさんに未練を強く感じているようであった。

* 11月17日サッカー部の全校応援を欠席する

平成30年11月17日(土)は、青森市の運動公園でサッカーの大会が開催されており、本校では全校生徒が応援に参加することとなっていた。

Xさんは、このサッカー応援を欠席した。

サッカー応援を欠席する旨の連絡については、Xさんは、自分で直接学校に連絡していない。前日、LINEグループでBさんからサッカー応援に行くかと聞かれて、髪切りに行くから行かない、と答え、Bさんが「ちくっとくわ」と伝えたのだという。

もともと、本校において、運動部の大会の全校応援については、参加しなければならないものとされてはいるものの、本校には遠方からスクールバスで長時間かけて通学する生徒もおり(たとえば、Xさんも郡部の自宅からスクールバスでかなりの距離を移動して通学している。むつ市から何時間かけて会場に来てまた何時間かけて帰らんと苦情めいたことを言う生徒もいたという。)、また、授業の日ではない、ということもあって、学校側も、欠席についてはさほど厳しく怒るまでのことでもなかった。また、欠席する旨をきちんと連絡してくる生徒ばかりではなく、連絡してこない生徒もいたという。

Bさんは、少なくともXさんが欠席することは副担任の成田教諭に伝えたというが、髪を切りに行くという理由まで伝えたどうかははっきりしない。成田教諭は、欠席の理由までは確認していない、という。

Xさんのクラスの担任である前田教諭は、この日、顧問を務めるバドミントン部の大会の方に行っていた。このため、Xさんがサッカー応援を欠席するという連絡を、前田教諭は直接受けてはいない。Xさんがサッカー応援を欠席したことを前田教諭が知ったのは、学校に出てきた20日(火)になってからである(19日(月)はサッカー応援の振替えて休みである。)

* 12月初めに突然、Hさんと別れる

平成30年12月10日～14日に本校の修学旅行があり、Xさんの学年の生徒が奈良、大阪、京都に行った。

Xさんは、愛知県に住むHさんと修学旅行中に会う話をしてしたが、修学旅行前の12月初めに、XさんからHさんに別れを切り出していた。別れる理由について、XさんはHさんに対し、「父から、父の友人の娘と付き合いよう強制されたから別れなければならない」と説明した。ただし、この説明は真実ではなく虚偽である。

そのようにしてHさんと別れてしばらくは、XさんはHさんに連絡を取らなかったが、12月前半のうちにはHさんとの電話を再開するようになり、その後は再びLINEのやり取りをするようになった。

修学旅行中にもHさんと電話による通話とLINEのやり取りをしていた。

12月20日頃には、以前のように連絡を取り合うまでに戻っていた。

* 12月10日～14日までの修学旅行

Xさんは、12月上旬から付き合いようになったIさんのために、修学旅行先のユニバーサルスタジオジャパンで、キャラパーカー、Tシャツ、お菓子、キーホルダーをお土産として購入した。

この修学旅行中、Xさんは、Iさんとも通話している。

修学旅行後、XさんはIさんと会い、修学旅行のお土産を渡した。

12月31日にもXさんはIさんと会う。

* Iさんから別れを切り出される

平成31年1月1日、XさんはIさんから、LINEで別れを切り出される。

IさんからXさんに対し、「もう無理かも」と別れを切り出している。それに續けて、Iさんは、Xさんに対し、別れる理由について、Xさんの一途なところや心配してくれたり褒めてくれるところは好きだが、女々しいところや外を歩いているときにベタベタするのは好きではなく、合わないと思った、などと伝えた。

Xさんからは、「変わる」「俺を信じろ」「本気で変わる」などと送信し、Iさんに別れるのを思い止まらせるよう説得している。

Xさんは、次第に、「ケジメとらないとね」として暗に死ぬことをほのめかす発言をするようになった。Iさんが、「けじめってなに」と聞くと、Xさんは、「教えてらIの記憶にずっと残るよ」とも述べている。そこで、Iさんは、Xさんに対し、「死んでどーなの」「死ぬ事が迷惑だとは思わないの?」「親泣かせてどーすんの」と述べ、死をほのめかす発言をしたXさんを諷めている。

このように、「死ぬ」という趣旨の発言をしているのはXさんからであり、これに対しIさんは、一貫して死ぬべきでないことを述べている。

この後、XさんはAさんにLINEで相談しており、「もうだめだ、死ぬ」と伝えたところ、Aさんは、「そんなこと言うな」と返したが、そうしたところXさんは、「オレはもう死ぬからお前のことブロックする」と伝えAさんをブロックした。

* 1月2日に自殺企図か

Xさんは、Hさんに対し、平成31年1月2日に自分の首に紐をまいて自殺を試みたが紐が切れてしまったと伝えている。もともと、前述のとおり、XさんはHさんに対し必ずしも真実を述べていないことがあり、真実自殺を試みたかどうかは不明であるが、少なくともHさんに対してそのような発言をした事実は認められる。

* 年明けの家庭内でのXさんの様子

父によれば、年明け(平成31年)の家庭内では、Xさんの方から父にまわりつくような態度があったという。Xさんは、いつもなら2階の自室で過ごすことがほとんどなのに、この頃は1階の居間にいることが多く、父が「船さ行く」と言うと、X

さんは、「Xも行く」とついてきたという。母は、当委員会の聴取り調査において、そのようなXさんを、「赤ちゃん返りしてたのかな」と表現している。

Xさんは、姉に対して、別れた女の子にもらったプレゼントを返したらいいか、と尋ねたことがあり、姉はXさんに対し、「返さなくていい、持っていていい」と返答したという。

* Xさんからの死をめぐる話②

保護者によれば、平成31年1月8日、温泉に行った際、Xさんの妹がXさんに、友人関係の悩みごとを相談しようとしたところ、Xさんは、「居場所がないのは俺の方だ」「お前はいいよな、必要な時に呼ばれて」などと話していたという。さらにはXさんが妹に対し、「X死んだらどうする？」と尋ねた様子だという。

* 1月14日深夜～15日0時過ぎ頃まで、LINEグループでやり取り

1月14日深夜、LINEグループでのやり取り。IさんのLINEのプロフィールコメントに「忘れられたら楽になるよ もう眼中に無いやつが自分の事思い続けてるうざさがやっと分かったの これがあなたの気持ちね」と書いたことについて、Xさんが「これどういう意味？」とメンバーに相談したものであり、メンバーからは、「(Xさんが) 自分のこと思い続けるのがうざいから はやく忘れて欲しい」ということではないかといった返答が示されていた。

* Xさんの様子がいつもと違う

保護者によれば、Xさんの妹がXさんに対し、ワイシャツをとってもらうことを頼みにXさんの部屋を訪ねると、Xさんはベッドの上でボーっとしていたという。妹からみると、いつものXさんと異なり、「変だ」「しょぼんとしていた」と感想を述べていたとのことであった。

母によれば、Xさんは普段、学校へ行く前日は、学生服を1階に準備していたが、1月16日始業式の前日である15日は学生服を2階へ持って行ったという。

母がXさんに対し、1月16日の登校日に弁当が必要かどうか聞いたところ、XさんはBさんに確認することになり、弁当が必要と分かると、Xさんは自分の弁当の準備をしていたという。

* Hさんへの連絡

平成31年1月16日午前1時頃、XさんからHさんに着信があったが、その時、Hさんは父の実家からの帰りで、スマホの充電が1～2%の状態であったためすぐに返事できなかったという。Hさんは、帰宅後にXさんに電話をかけたが、Xさんは電話に出なかったため、もう寝たのかと思ったという。

* Xさんの部屋からの異音

平成31年1月16日午前1時過ぎ、2階のXさんの部屋から、「ドンッ」という音がしたのを父、妹が聞いたが、Xさんがパイプベッドを使用していたため、それによる音と思っていたという。

* Xさんの自死

平成31年1月16日朝、死亡が確認される（死亡推定時刻：午前3時）。

第4 本件調査事項1についての調査結果及び結論

1 ①夏頃、Xさんのワイシャツの背中に足跡がついていたこと

本項は、1月16日訪問の際に、母から指摘があったものである。

その際、訪問していた教員ら（橋場校長、迫教頭、山内学年主任、前田教諭）は皆、知らない旨答えている。

平成30年9月実施のいじめアンケート、平成31年1月17日実施の全教職員聴取り調査、同日実施の全校一斉アンケートで、このことについて何ら言及がない。

Aさん、Bさん、Dさんの個別聴取り調査において、誰もこのことについて言及していない。

同年3月20日実施の全教職員アンケート調査において、全教職員から、知らないとの回答である。

当委員会の調査においても、聴取り調査した教職員及び生徒において、Xさんのワイシャツの背中に足跡がついているのを目撃した者は皆無である。

このように、本校の教職員及び生徒において、Xさんのワイシャツの背中に足跡がついているのを目撃した者が全く存在しないことに加え、そもそも母からの指摘についても、足跡とはどのような大きさ、形、色であるのか、なぜそれを足跡と判断できるのかなどの言及がなく、具体性を欠く指摘であるといわざるを得ない。保護者によれば、ワイシャツに足跡をつけてきたことは何回かあった、ということであるが、当時、保護者から本校に対しこのことについて何らの問い合わせもない。ワイシャツについていた足跡を撮影した写真、足跡のついた当該ワイシャツなどの客観的証拠も存在しない。

また、保護者は、ワイシャツに足跡がついていたことを端緒として、さらに本校においていじめがあったのではないかと疑念を持っているところ、本校の教職員及び生徒において、Xさんから学校関係や友人関係について悩みを聞いたという者も一人としておらず、Xさんがいじめで悩んでいた形跡も何ら窺われず、本校においていじめがあったことを推認させる事情もまた、何ら存在しない。

そうすると、本項については、保護者からの指摘がなされている以上、Xさんのワイシャツの背中に何らかの跡がついていたこと自体は否定できないものの、それが足跡であると認めるに足りる資料は存在せず、Xさんのワイシャツの背中に足跡がついていたとの事実を認めることができないものといわざるを得ない。

なお念のため付言すると、仮にXさんのワイシャツの背中に足跡がついていたとの事実が認められるとした場合であっても、ワイシャツの背中に足跡がつく原因については様々なものが考えられる。たとえば、AさんやBさんが述べているように、Xさんは友人同士でプロレスごっこやキックでケツバットすなわち交互に尻を蹴り合って倒れた方が負けという遊びを頻繁にしていたということであり、その際についた跡であ

る可能性は十分に考えられる。また、これも教員の一人から指摘されたことであるが、移動教室で制服からジャージに着替えた際に、脱いだワイシャツを机の上に置いていたものが床に落下し、これが踏まれて足跡がついた、という可能性もあり得る。

このように、仮にワイシャツの背中に足跡がついていたとの事実が認められる場合であっても、その原因については様々なものが考えられるのであり、そのことから直ちに本校においてXさんに対するいじめがあったものということとはできない。

2 ②Xさんの制服のブレザーの裾が破れていたこと

本項も、1月16日訪問の際に、母から指摘があったものである。

その際、訪問していた前田教諭は、Xさんの制服のブレザーの裾が破けていたことがあったことは知っている、Xさんは机に引っかかると言っていた、と答えている。

当委員会の聴取り調査においても、前田教諭は、朝のホームルームで見つけた、Xさん本人に「切れてるけどどうしたの」と言ったら「引っかかって切れまして」「ちょっと引っかかりました」とのことだったので、「お母さんか誰かに縫ってもらいなさい」と言った、そのときのXさんの反応におかしなところはなかった、と述べている。

また、当委員会の聴取り調査において、Aさんは、XさんがBさんとプロレスをすることがあり、Xさんが「どっかに引っかかって破けた」と言っていた、と述べていた。

そうすると、Xさんの制服のブレザーの裾が破れていたとの事実を認めることができる。

もっとも、その原因については、Xさんは、前田教諭に対し、「引っかかって切れまして」「ちょっと引っかかりました」と、Aさんに対し、「どっかに引っかかって破けた」とそれぞれ話している。それらはブレザーの裾が破れた原因として特に不自然ではなく、Xさんの話を真実ではないとして信用性を否定すべき理由がない。

また、保護者は、ブレザーの裾が破れていたことをもって、さらに本校においていじめがあったのではないかとの疑念を持っているところ、本校の教職員及び生徒において、Xさんから学校関係や友人関係について悩みを聞いたという者も一人としておらず、Xさんがいじめで悩んでいた形跡も何ら窺われず、本校においていじめがあったことを推認させる事情もまた、何ら存在しない。

そうすると、本項については、保護者からの指摘がなされているとおり、Xさんの制服のブレザーの裾が破れていたとの事実を認めることができるが、これがいじめによるものであると認めることはできない。

3 ③Xさんの右顎に跡がついていたこと

本項は、平成31年1月18日に橋場校長、前田教諭が3回目の訪問をした際に、同席したXさんの姉から指摘があったものである。姉からは、Xさんがバス窓に寄りかかってできた跡だと言っていた、とのことであった。

その際、訪問していた橋場校長、前田教諭は、いずれも知らない旨答えている。

平成30年9月実施のいじめアンケート、平成31年1月17日実施の全教職員聴

取り調査、同日実施の全校一斉アンケートで、このことについて何ら言及がない。

Aさん、Bさん、Dさんの個別聴取り調査において、誰もこのことについて言及していない。

同年3月20日実施の全教職員アンケート調査において、全教職員から、知らないとの回答である。

当委員会の調査においても、聴取り調査した教職員及び生徒において、Xさんの右顎に跡がついているのを目撃した者は皆無である。

このように、本校の教職員及び生徒において、Xさんの右顎に跡がついているのを目撃した者が全く存在しないことに加え、そもそも姉からの指摘についても、右顎の跡とはどのような大きさ、形、色であるのかの言及がなく、具体性を欠く指摘であるといわざるを得ない。当時、保護者から本校に対しこのことについて何らの問い合わせもない。右顎の跡を撮影した写真などの客観的証拠も存在しない。

また、保護者は、右顎に跡がついていたことを端緒として、さらに本校においていじめがあったのではないかと疑念を持っているところ、本校の教職員及び生徒において、Xさんから学校関係や友人関係について悩みを聞いたという者も一人としておらず、Xさんがいじめで悩んでいた形跡も何ら窺われず、本校においていじめがあったことを推認させる事情もまた、何ら存在しない。

姉のほか保護者からは、右顎に跡がついた原因について、Xさんがバス窓に寄りかかってできた跡だと言っていた、というのであるが、右顎に跡がついた原因として特に不自然なところはなく、Xさんの話を真実ではないとして信用性を否定すべき理由がない。Xさんは、本校への通学のため毎日スクールバスに長時間乗車していたから、バス窓に寄りかかったというXさんの話とも整合する。

そうすると、本項については、姉からの指摘がなされている以上、Xさんの右顎に跡がついていたとの事実を否定することはできないが、これがいじめによるものであると認めることはできない。

4 ④自死が始業式当日だったこと

本項は、1月16日訪問の際に、Xさんの親戚から、「始業式当日に亡くなっている、よほど学校に行きたくない理由があったのではないか」「いじめがあったのではないか」との指摘があったものである。

もっとも、それ以上に、いじめがあったとする具体的な根拠や事情の指摘はなされていない。

本校の教職員及び生徒において、Xさんから学校関係や友人関係について悩みを聞いたという者も一人としておらず、Xさんがいじめで悩んでいた形跡も何ら窺われず、本校においていじめがあったことを推認させる事情もまた、何ら存在しないことは既に述べたとおりである。

Xさんが自死する前夜である平成31年1月15日の夕方、Xさんは、BさんとL I

NEでやり取りをしているが、XさんからBさんに対して、「明日普通の授業だっけ？」
「早帰りだっけ？」と尋ね、Bさんが「わかんねーな」「いつもどおりだと思うよ！」
「1時間目が始業式だな」と答えたところ、Xさんは「分かった！」と返している。また、母によれば、同じ頃、翌日の登校に向けてXさんが自ら弁当を作り、制服をハンガーに掛け、鞆を準備する姿を見たとのことである。これらのやり取りからは、1月15日夕方頃の時点で、Xさんが学校に行きたくないと考えていたとは読み取れない。

ところで、母によれば、Xさんは、普段は学生服を1階に準備していたが、この日は学生服を2階へ持って行ったという。

しかしながら、学生服を2階へ持って行ったからといって、そのことと翌日学校に行きたくなかったかどうかとは何ら関連性が認められず、そのことから翌日学校に行きたくなかったと推認することはできない。

そうすると、Xさんが始業式当日である平成31年1月16日に学校に行きたくない理由があったものとは窺われず、それがいじめがあったことによるものであるとも認められない。Xさんが自死したのがこの日でなければならなかった理由を見出すことはできない。

5 ⑤Xさんの通夜に弔問に来たJさんの不審な挙動

本項は、平成31年1月22日に橋場校長、前田教諭が5回目の訪問をした際に、保護者らから指摘があったものである。

もっとも、どのような挙動に不審があったのか、具体的な指摘はなされていない。

本校は、保護者からこのような指摘があったことから、XさんとJさんの関係がどのようなものであったのか調査した。その結果、Jさんは、Xさんと同じクラスであり、部活動に所属しており、Xさんとは本校外で連絡を取るような関係ではなかったが、仲はよく喧嘩をするような関係でもなかった、ということが判明した。

当委員会の調査においても、前田教諭や他の生徒からの聴取り調査において、Jさんについて、Xさんの友人としてJさんの名前を挙げる者こそあれ、Xさんと不仲であるとか関係がよくなかったという話は全く現れていない。

そうすると、Xさんが自死したことについて、Jさんに何らかの関係があるとは認められない。そもそも保護者からの指摘自体、何ら具体性がなく、Xさんの通夜に弔問に来たJさんの挙動に不審があったとは認められない。

6 ⑥上級生との関わりはどのようなものであったか

本項は、平成31年1月22日に橋場校長、前田教諭が5回目の訪問をした際に、保護者らから指摘があったものである。

もっとも、上級生との関わりについて、具体的な上級生の名前や問題点を指摘するようなものではない。

本校は、保護者からこのような指摘があったことから、Xさんと上級生との関係がどのようなものであったのか調査した。その結果、Xさんと上級生が会話するのを見聞き

したことのある生徒はいなかった。

当委員会の調査においても、教職員及び生徒に対する聴取り調査において、Xさんと上級生との関わりを見知っている者はいなかった。

なお、当委員会の聴取り調査において、本校においては、他学年とは教室があるフロアも違い、部活動に所属している生徒を除いては、他学年の生徒と関わる機会がほとんどない、との指摘をする者もあった。この点、Xさんは部活動に所属していないため、他学年の生徒と関わる機会がほとんどなかったものと考えられる。

さらに、Aさん及びBさんからの聴取り調査によれば、Xさんは、放課後はスクールバスが出発するまでの時間のほとんどをAさん及びBさんと過ごしているとのことであり、その点からも、Xさんが上級生と接する機会がないものと考えられる。

もとより、Aさん及びBさんは、Xさんと上級生との関係について、特に気づいたことはない旨回答している。

仮に、Xさんが上級生との間で何らかの問題を抱えているとすれば、放課後のスクールバスが出発するまでの時間のほとんどを共に過ごしているAさん及びBさんが気づかないことはないと考えられるが、Aさん及びBさんが特に気づいたことはない旨回答していることからすれば、Xさんが上級生との間で何らかの問題を抱えていたとは認められない。

そうすると、Xさんが自死したことについて、上級生との関わりにおいて何らかの問題があったとは認められない。

- 7 ⑦自死後にAさんが投稿したツイート「こんな体験初めてなのに一度に二度の事が重なりすぎて体も心も持たねーわ…」の意図

本項は、平成31年1月22日に橋場校長、前田教諭が5回目の訪問をした際に、同席したいところから指摘があったものである。

これについては、前述のとおり、同月23日の本校における個別聴取り調査において、Aさんは、「二度の事」のうちの一つはXさんが亡くなったこと、もう一つはXさんからLINEをブロックされてから気まずかったがその後LINEグループで連絡を取れるようになり学校で会えると思って楽しみにしていたのに亡くなってしまいXさんと直接話すことができなかつた悲しさという意味であると述べている。

Aさんの前記説明は、友人であるXさんが亡くなり動揺していたであろうAさんが投稿したツイートの意味内容の説明として自然かつ了解可能であり、何ら不審はない。

もとより前記ツイートそれ自体からXさんに対するいじめがあったものと読み込むのは相当に無理がある。

Aさんのツイートの意味は前記のとおりであり、このようなツイートをしているからといって、XさんがAさんからいじめられていたとは何ら推認されない。

- 8 ⑧Xさんの教科書に、「○○○(Xの名、平仮名)死ね♡」と書かれたメモが挟まって

いたこと

本項は、平成31年2月21日に母から本校へ電話があり、「死ね」というノートの切れ端が教科書の中から出てきた、とのことでそのノートの切れ端をFAXで送信されたものである（以下「本件ノートの切れ端」という。）。その記載内容は次のとおりである。

問1

俺の野辺地西に入学したときの点数を
答えなさい。

答え 150 115

問2

昨日Gと話しました。
その時に何て言われたでしょう。

答え A好き

付き合うなら

わんちゃんって言われた。

問3

〇〇〇（Xの名，平仮名）とはどうしてそんなにすぐ
病むんですか？

答え メンタル弱いから、

〇〇〇（Xの名，平仮名）死ね♡

前記のとおり、単に「死ね」又は「〇〇〇（Xの名，平仮名）死ね」という言葉のみが記載されたものではなく、全体としては3問からなる問答形式となっており、質問の内容は、問1が質問者が本校に入学したときの点数を問うもの、問2がGさんと話したときにGさんに言われたことを問うもの、問3がXさんがどうしてすぐに心を病む（悩む）のかを問うものである。

質問の内容、殊に問3の内容からして、Xさんに対して質問をされたものと推認される。

また、この質問の内容自体は、一見して、Xさんに対して何らかの苦痛や嫌悪感を抱かせるようなものではないと考えられる。

これらの質問に対し、回答欄に回答をされており、問1が「150」、問2が「A好き」、問3が「メンタル弱いから」との回答である。

回答の内容、殊に問2の内容からして、質問者はAさんと推認される。

さらに、前記の各回答に対して、質問者から添削や正解やコメントを付記されており、問1は回答の「150」に不正解の抹消線を付され、その横に「115」と書かれ、問2は回答の「A好き」に不正解の抹消線を付され、その下に「付き合うならわんちゃんって言われた。」と書かれ、問3は回答の「メンタル弱いから、」に正解の丸を付した上でその下に「〇〇〇（Xの名、平仮名）死ね」とコメントを付記された。

このように、本件ノートの切れ端には、様々な内容が記載されているが、そのうちの一部とはいえ、また、ハートマークが付されているとはいえ、「死ね」という文言が記載されていることから、これを書かれたXさんがどのような気持ちになったのか、苦痛や嫌悪感を抱くものでなかったかについて、慎重な検討を要する。

本校は、本件ノート切れ端の内容及び筆跡などから、AさんとXさんとのやり取りであろうと推認されたことから、3月8日Aさんに個別聴取り調査を行った。

Aさんは、ノート切れ端の写しを示されて、平成30年12月上旬、修学旅行前の火曜日から木曜日（12月4日から6日ということになる。）の授業時間に、Aさんが質問してXさんが回答するというやり取りをした、（「〇〇〇（Xの名、平仮名）死ね」とについては）ふざけて書いた、Xさんも冗談だということはわかっていた、と述べた。

当委員会の聴取り調査においても、Aさんからは同様の回答であった。また、「死ね」という言葉について、Aさんは、Xさんとは互いに日常的に「死ね」と言い合う関係であり、本校内におけるXさん、Aさん、Bさんら数名のグループの中でも互いに日常的に「死ね」という言葉が頻繁に出ていた、Xさんからも出ていた旨述べた。

このように、本件ノート切れ端に書かれた問答の質問者であり「〇〇〇（Xの名、平仮名）死ね」との文言を書いたAさんは、Xさん、Aさん、Bさんらグループ内では互いに日常的に「死ね」という言葉が頻繁に出ており、それはXさんからも同様であったと述べている。

たしかに、高校生のような未だ成長途上にある若年者たる学生らの仲間内の中で、「死ね」という言葉が互いに日常的に言い交わされる状況があること自体は、社会通念に照らして了解可能であり、そのような言葉を言われたからといって、言われた者が直ちに苦痛を感じるとは限らないから、そのような言葉を言われた状況、そのような言葉を言った者と言われた者との関係、そのような言葉を言われた者がその後に行った行動や状態の変化等の事情を考慮し、言われた者が苦痛を感じるものであったかどうかを判断すべきである。

この点、Xさんとは別のクラスで系列が同じ保育福祉系列であるEさんは、当委員会の聴取り調査において、男子生徒は死ねと言いつつ、Xさんも言っていた、「結構軽い感じで、……おめー、死ねよみたいな」と述べた。Xさんからは少なくともA

さんとDさんに対して「死ね」と言っていた、とも述べた。

このように、Xさん、Aさん、Bさんらのグループ内において、互いに日常的に「死ね」という言葉が頻繁に出ていたこと、Xさんから同様に「死ね」という言葉が発せられていたことについては、単にAさんが述べるだけでなく、Xさんの友人グループに属さずXさんともAさんとも利害関係のないEさんもまた述べていることから、これらのことは真実であったものと認められる。

AさんがXさんに対し本件ノートの切れ端の記述をしたときの状況については、平成30年12月上旬の授業時間にAさんが質問してXさんが回答するというやり取りの中で、Aさんが書いた問いにXさんが回答を書き、それをさらにAさんが添削するとともにコメントなどを付し、その中で「〇〇〇（Xの名、平仮名）死ね♡」との文言についても付記したものであり、友人同士の日常的なやり取りの中で行われたものである。AさんとXさんの関係については、本校の同級生で高校1年生の頃からの友人であり、前述のとおり、友人グループ内においては冗談で「死ね」という言葉を言い合うこともある関係であった。また、Aさんが本件ノートの切れ端の記述をした後のXさんの行動や状態の変化については、Xさんが本件ノートの切れ端のことを気にしていた様子が全く窺われず、誰かに相談した形跡も皆無である。むしろ、これ以降も、Xさんは、Aさんに対し、Iさんとの交際関係上の悩みを度々相談しており、そのような相談は自死する直前まで行われており、XさんのAさんに対する信頼感も窺われる。たとえば、1月12日には、やにグループのLINEグループで、Aさんが「日にち経ったけど体調どうよ なんぼかスッキリしたか？」と送信したのに対し、Xさんは「まあどうだかな、俺はIを待ってるよ」「後悔したくないからね」と返信し、Aさんが「俺も待っててより戻せたからな」「待つことは普通に大事やで」と送信したところ、Xさんは「うん」「でも俺は期待しない」そ返信し、Aさんが「期待するのはよくねーな それでダメだった時のショック半端ねーしね」と送信し、Xさんが「だから期待しないで俺は待ってる」と返信するなどXさんがAさんからアドバイスを受けているというやり取りがみられる。また、1月14日には、やにグループのLINEグループで、XさんがAさんに「てかA」「これどういう意味」と送信し、IさんのLINEのプロフィールコメントに「忘れられたら楽になるよ もう眼中に無いやつが自分の事思い続けるうざさがやっと分かったの これがあなたの気持ちね」と書かれているスクリーンショットを送信し、Aさんは、「Iも同じ気持ちなんでね？」Xさん「どういうこと？」Aさん「いまのIとお前は同じ気持ちってこと？」Xさん「んー、？」「つまり？」「Aはどう思う？」「俺が思ったのはもう諦めて？って感じたんだけど、間違いかな？」「てかAどうした？」「Aの意見も聞きたいな」Aさん「何回も読み直したけど」Xさん「うん」Aさん「Xが自分のこと思い続けるのがうざいから」「はやくXには忘れて欲しい的な？」Xさん「うーんだよな、」「俺もそう感じた、」「でもこれがあなたの気持ちねって意味わからん」Aさん「それは俺もよくわかんない」Xさん「まあ自分で考えてみる

わ」とそれぞれ送信し、XさんがAさんにIさんのコメントの意図について相談している。

そうすると、本件ノートの切れ端に「〇〇〇（Xの名、平仮名）死ね♡」という記述をされたXさんの心情としては、この記述を文字どおり捉えて深刻に受け止めたものとも、何らかの苦痛や嫌悪感を抱いたものとも認められない。この記述をしたことがいじめにあたるとは認められない。

なお、保護者は、本件ノートの切れ端が教科書に挟まって見つかっており、Xさんがこれを大事に取っていたものと考えられるとして、「死ね」と書かれたことによってXさんが大きなショックを受けていたのではないかと、との疑念を有している。

しかしながら、保護者によれば、本件ノートの切れ端は教科書の中から出てきた、というのであるから、Xさんがこれを意図的に保存していたのかどうかはまず不明であるといわざるを得ない。

また、Xさんが本件ノートの切れ端を意図的に保存していたと仮定しても、その理由については、様々なことが考えられるのであり、直ちに「死ね」の文言にショックを受けていたと推認することはできない。むしろ、XさんがAさんらとのグループ内において互いに日常的に「死ね」という言葉を言い合っていたことは前述のとおりであり、また、単に「死ね」ではなく「〇〇〇（Xの名、平仮名）死ね♡」とハートマークを付して記載されていることからしても、これによってXさんがショックを受けたとは考え難い。

そうすると、本件ノートの切れ端がXさんの教科書の中に挟まっていたことから、Xさんがショックを受けて大事に取っていたと推認することはできない。

9 ⑨平成31年1月2日、XさんがAさんをLINEでブロックしたこと

本項は、平成31年3月15日に保護者が本校を訪問し、橋場校長、迫教頭と面談した際に指摘があったものである。

平成31年1月2日にXさんがAさんをLINEでブロックした経緯について、Aさんは、本校の個別聴取り調査（平成31年1月21日及び同年3月19日）、当委員会の聴取り調査（令和元年11月27日及び同年12月9日）において、それぞれ次のとおり述べている。

* 平成31年1月21日本校の個別聴取り調査

1月1日にIさんからXさんと別れたと聞いた。

AさんからXさんへ「大丈夫か？」と連絡した。

Xさんからは「死にたい」と返信があったため、「そんなこと言うな」と返信したが、Xさんからは「俺もう死ぬからじゃあな、お前のことブロックするから」と返信が来て、すぐブロックされた。

* 平成31年3月19日本校の個別聴取り調査

IさんとXさんが別れたことを聞いた後、すぐXさんに「大丈夫か？」とLINE

送信した。

Xさんからは「俺もう死ぬ」と返信があったため、「死ぬとか言うな」と返信したが、Xさんからは「俺もう死ぬから お前のことブロックする」と返信が来て、ブロックされた。

* 令和元年11月27日当委員会の聴取り調査

平成31年1月1日頃にXさんがIさんと別れた。

(別れた理由は) Iさんがされて嫌なことをXさんがしていたから。

デート中にXさんの方からIさんに抱きついていったらしいが、Iさんはそのようなことが好きではなくて、それを止めてと言ったが、Xさんがなかなか止めてくれなくてうんざりしていた、とIさんが言っていた。

Xさんが重いというのも(別れた理由に)たぶん関係あると思う。

1月1日までIさんのLINEのアイコンはXさんと2人で写っている写真だったが、1月1日に別の写真に変わったので、気になってXさんに聞いたら、Xさんが別れたと言った。

そこでXさんが「もう俺死ぬわ」みたいなことを言ったが、Aさんとしては、本当に死ぬとは思わないので、本気じゃない程度に「死ぬなら1人で死ね」と言ったらまた喧嘩になって、Xさんがブロックした。

次の日にはもう普通にLINEグループの方で仲よく話した。

1月2日以降Xさんに変わった様子もなかったが、少し病んでるなというのはあった。

「今も辛い?」と聞いたら「辛い」と言っていた。

* 令和元年12月9日当委員会の聴取り調査

Xさんから死ぬと言ってきたのはこの時(1月2日)が初めてではなく、2回目か3回目である。

初めてではないのもあって、うんざりしたので、勝手に死ぬなら死ねと返した。

それまでもXさんは、交際相手と別れて病んでいるときに死ぬと言ってくるのがあった。

以上のとおり、Aさんは、平成31年1月2日にXさんがAさんをLINEでブロックした経緯について、本校の個別聴取り調査と当委員会の聴取り調査において、合計4回述べている。

Aさんの各回の供述で共通しているのは、そのやり取りの前にXさんがIさんと別れたこと、AさんがXさんのことを気になって連絡したこと、Xさんの方から「死ぬ」という発言があったこと、やり取りの最後にはXさんがAさんをLINEでブロックしたことである。

これに対し、Xさんから「死ぬ」と言われたAさんの応答については、本校の個別聴取り調査と当委員会の聴取り調査とでAさんの供述が変わっている。すなわち、本校の

個別聴取り調査では、「そんなこと言うな」「死ぬとか言うな」と伝えたと言うが、当委員会の聴取り調査では、「死ぬなら1人で死ね」「勝手に死ぬなら死ね」と言った、というのである。

Xさんから「死ぬ」と言われたAさんの応答について、Aさんの供述が変遷している点について、どちらの内容が真実であるか、どちらの内容を信用できるかについて、確たる結論を出すことは難しい。本校の個別聴取り調査はAさんがXさんと前記のやり取りをした平成31年1月2日のわずか20日後の同月21日には行われているのに対し、当委員会の聴取り調査は平成31年1月2日の11か月以上も後の令和元年1月27日に行われているという供述時期の相違に着目して、本校の個別聴取り調査時の記憶の方が比較的鮮明であつただろうと推認されるのに対し、当委員会の聴取り調査時の記憶は時の経過によって記憶が薄れたり他の記憶との混同が生じたりXさんが自死した後の様々な情報に晒されることによって不正確なものへと変容してしまっている可能性を否定できない、ということもいえなくはない。ただ、供述時期が体験した時から近いか遠いかの違いによって、いずれの供述を信用できるかということが一義的に導かれるものとも限らないから、このような検討のみからは必ずしも確たる結論というものを見出すことはできない。

したがって、Xさんから「死ぬ」と言われたAさんが、果たして、「そんなこと言うな」「死ぬとか言うな」と言ったのか「死ぬなら1人で死ね」「勝手に死ぬなら死ね」と言ったのかの結論を出すことはできない。

ただ、XさんがIさんから振られる形で別れ、気になって連絡してきたAさんに対しXさんの方から「死ぬ」と発言したことは事実であり、Xさんの内心においては、Aさんから「そんなこと言うな」「死ぬとか言うな」あるいは「死ぬなら1人で死ね」「勝手に死ぬなら死ね」と言われるよりも前から、Iさんとの失恋を契機として悲観的な心情になっていたものである。

また、やり取りの最後にはXさんがAさんをLINEでブロックしたこともあわせ考えれば、Xさんの死に対する考えは相当に強固であつたものというべきである。

そうすると、Aさんの応答が、「そんなこと言うな」「死ぬとか言うな」と言ったものであるとすれば、これらはそもそもXさんが死ぬのを止めようとするものであり、何らいじめあたらない。

これに対し、Aさんの応答が、「死ぬなら1人で死ね」「勝手に死ぬなら死ね」と言ったものであるとしても、前述のとおり、Xさんはそのように言われるよりも前から、Iさんとの失恋を契機として悲観的な心情になっており、Xさんの死に対する考えは相当に強固であつたのであり、Aさんからの応答を契機として死ぬことを考えたわけでもなければ、Aさんからの応答によって死ぬことへの衝動が高まったものとは認められない。

また、前記⑧で述べたとおり、XさんやAさんは従前からグループ内において互いに

日常的に「死ぬ」という言葉を発しており、1月2日のやり取りでAさんから「死ぬなら1人で死ぬ」「勝手に死ぬなら死ぬ」と言われたからといってその言葉を文字どおりに受け止めるような関係であったとは考えられないこと、Xさんは1月2日のAさんとのやり取りの後、HさんともLINEでやり取りをしているが、そこでXさんは「死ぬ」「死にたい」「死なせて」などと発言するものの、その理由として他の人から死ぬと言われたというような悩みを何ら述べることはなく、単に失恋を契機として「死ぬ」という発言をしているものと認められること、AさんをブロックしたもののAさんとの連絡を断ち切ったわけではなくLINEグループではその後もやり取りをしていること、これ以降も自死する直前までIさんのことについてAさんに相談していることなどの事情に照らせば、Aさんから「死ぬなら1人で死ぬ」「勝手に死ぬなら死ぬ」と言われたのだとしても、これによってXさんが苦痛を感じたとは認められない。

そうすると、平成31年1月2日にXさんがAさんをLINEでブロックしたこと に関し、Aさんにおいて、いじめにあたる事実は何ら存在しない。

10 ⑩平成31年1月15日深夜、友人らとのLINEグループの後に死亡していること

本項は、平成31年3月15日に保護者が本校を訪問し、橋場校長、迫教頭と面談した際に指摘があったものである。

なお、Aさんが本校に提供したやにグループのLINEグループの記録によれば、Xさんが自死する直前にやにグループでやり取りしたのは、開始時刻は平成31年1月14日の遅くとも午後11時21分から、終了時刻は同月15日の早くとも午前1時58分までと認められる。平成31年1月15日深夜というのが自死の前夜という趣旨であれば、それは事実と異なる。

当委員会において、前記やにグループのLINEグループの記録を精査したところ、やり取りの内容としては、前記⑧で述べたとおり、XさんがAさんに対し、IさんのLINEのプロフィールコメントのスクリーンショットを示してその意味を問うものであり、Aさんからは「Xが自分のこと思い続けるのがうざいから」「はやくXには忘れて欲しい的な？」と意見を述べたところ、XさんもAさんの意見に納得した様子であり、そこでやり取りは終わっている。

この際のLINEグループでのやり取り全体を通して見ても、Aさん、Bさん、Cさんの誰からも、Xさんを侮辱したり、Xさんの人格を否定したりするような発言をした者はおらず、Xさんに対するいじめと評価されるような発言はなかった。

なお、前述のとおり、IさんのLINEのプロフィールコメントについて、Aさんが述べた意見については、これを聞いたXさんがIさんとの復縁の見込みの乏しいことを認識することとなって落胆した可能性がないとはいえないが、そうであるからといって、Aさんがそのように意見を述べたことは本質的にいじめとは異なるものというべきである。

そうすると、平成31年1月14日深夜から同月15日未明にかけて友人らとのLINEグループでやり取りがあり、自死はその翌日の同月16日のことであるが、友人とのLINEグループにおいていじめにあたるやり取りがなされたことはない。

1.1 ⑩交際女性とのやり取りはどのようなものであったか

本項は、1月16日訪問の際に、母から、「元彼女から死ねとメールが来ていた」との指摘があり、また、2月14日の母から前田教諭への電話でも、元交際相手のことが気になるので調べてほしい旨の要望があったものである。

母のいう「元彼女」「元交際相手」とはIさんのことである。

もっとも、IさんからXさんに送られたと母が主張する「死ね」という内容のメールについて、保護者から本校や当委員会に何ら開示されておらず、また、母は、当委員会に対し、そのメールは消した、と述べている。

また、当委員会の聴取り調査において、Iさんは、「死ね」という内容のメールを送っていない、と述べている。

当委員会において、IさんとXさんのLINEの記録を精査したところ、平成31年1月1日午後10時11分以降、IさんがXさんに対し、「ね、Iもう無理かも」と別れを切り出している。Xさんはこれに「別れたくない」「俺は変わる」「信じてほしい」などと抵抗し続け、やり取りは1月2日午前0時まで続いたが、この間、IさんからXさんに対し、「死ね」などの発言はない。

1月2日午後3時24分以降、XさんがIさんに対し、「Iに戻ってきてほしい」と再び別れを翻意させようと送信し、さらに、「俺はずっと待ってるよ」などとIさんが再び戻ってくることを待っている旨伝えたが、Iさんは、「でも期待はしないで」と答えている。この際のやり取りは午後4時53分まで続いており、この間もIさんからXさんに対し、「死ね」などの発言はない。

1月3日午後11時28分以降、XさんはIさんに対し、「ケジメとらないとね、」「みんなに迷惑かけた分」と送信し、Iさんが「なにが？」と返信すると、Xさんは「大丈夫Iには迷惑かからないから、」とさらに送信し、Iさんが「は？」「遠回しに言わねくていいして」「けじめってなに」と尋ねても、Xさんは「…教えたらIの記憶にずっと残るよ」とあえて遠回しな言い方をしている。Iさんが「早く言ってけね」「なに、死ぬのな」と尋ねると、ようやくXさんは「……うん」と肯定し、これに対しIさんは「ばかなんじゃないね」とXさんが死をほのめかすのを諫めている。これに対し、Xさんが「…なんで、？」と返し、Iさんは、「いや、死んでどーなんの逆に」「おめ親泣かせてどーすんの」と強く諫めている。それでも、Xさんは、「親不孝だっつのは分かってるよ、いつかは忘れるよ、」とIさんの諫めに耳を貸そうとせず、Iさんはさらに「その浅い考えがばがだっつて言ってらべ」と強い口調で論している。この際のやり取りは同月4日午前0時55分に一旦中断し、同日午前10時56分に再開して午前11時25分で終わっている。死をほのめかしてIさんを翻弄するXさんに対し、Iさんの口調が荒く

なることもあり、Iさんの発言からは怒りの感情も読み取れる。それでも、この間のやり取りにおいても、IさんからXさんに対し、「死ね」という趣旨の発言は一切出ていない。

このように、自ら死ぬことをほのめかすような発言をしてIさんの気を引こうとしているのはXさんの方であり、Iさんはこれを諫めたり論すなどすることはあったが、Xさんに同調して「死ね」などと言うことは一切なかった。

そうすると、当委員会は、「元彼女から死ねとメールが来ていた」との母の指摘を真実であると認めることはできない。XさんはIさんから別れを切り出されて失恋し、これがXさんにとってショックであったことは否定できないが、恋愛関係において一方が他方を振るとするのは、原則として、交際の自由の範疇に属する事柄であって何ら責められるべきものではない。失恋自体は恋愛関係において不可避免的に生じ得る事態である。もとより、IさんからXさんに対する発言に適切さを欠いたところはない。

1 2 ⑫眼球震盪について、他の生徒や教員からからかわれていなかったか

本項は、平成31年2月20日に迫教頭、前田教諭が7回目の訪問をした際に、母から、Hさんからの情報提供により、Xさんが眼球震盪であることを馬鹿にする生徒、先生がいた、Xさんの自死の原因が元交際相手のことだけでなく担任（前田教諭）が理由だとわかった、との指摘があったものである。

その際、迫教頭は、Xさんが眼球震盪であることは知らなかったし、全教職員で共有されていることでもなかった、と述べた。

また、前田教諭は、眼球震盪という病名は初めて聞いた、Xさんの目のことは1年次の体育（バレーボール）の時間に他の生徒から耳にしたが、その後、学校生活に支障がない状態であったため、Xさん本人と目の病気について話したことがない、と述べた。

なお、中学校からの調査書及び生徒指導要録のいずれも、眼球震盪や目の病気に関する記載はなく、本校入学時に保護者が記入して提出することとされている保険調査票にも眼球震盪や目の病気に関する記載はない。本校入学後から自死に至るまで、保護者から本校へ眼球震盪や目の病気について情報提供も相談もなかった。健康診断書においては、1年次である平成29年度の欄には記載がなく、2年次である平成30年度の欄には「先天性眼振」と記入されており、健康診断を行った医師が記入したものと考えられる。以上の状況からすれば、迫教頭が述べるように全教職員で共有されていることでもなかったというのは無理からぬことである。

平成30年9月実施のいじめアンケート、平成31年1月17日実施の全教職員聴取り調査、同日実施の全校一斉アンケートで、このことについて何ら言及がない。

Aさん、Bさん、Dさんの個別聴取り調査において、誰もこのことについて言及していない。

本校は、平成31年2月26日に教職員を対象に、Xさんの目のこと、眼球震盪について聴取り調査をしたが、教職員から特に回答はなかった。

同年3月20日にもXさんと同じ2年2組の生徒全員及び教職員全員に対しアンケート調査を実施した。前述のとおり、2年2組の生徒のうち、Xさんの目の病気のことを知っていたのは8名であり（そのうちの1名（Bさん）が知った時期は、Xさんの自死の後である。）、その中で気になることがあると答えた生徒はいなかった。教職員からは、目の病気についてXさん本人を呼んで何か指導したことがあるかとの問いについて、全員がないと回答した（ただし、いじめの有無を調査すべき場面で指導したことの有無を聞くのは適切でないように思われる。）。

当委員会の聴取り調査において、本項について、生徒及び教職員の回答は以下のとおりである。

Aさん：目の病気は知っていた。黒い目が揺れて視界がぐらぐらするから斜めにしていないと見えない、とXさんが言っていた。そのことについてXさんがからかわれたり、ネタにされたり、ということはない。目が揺れていることは、いじってはいけないかなと思って、いじったことはない。やっぱり病気だから。病気だということはXさんから言ってきて、そこで知った。普段、仲間内で馬鹿話をしているときも、そこで目の話題が出ることはなかった。

Bさん：目の病気の話は、Xさんが亡くなった後で聞いた。その前は知らなかった。言われてみれば、遠くから人を見るときに斜めになって見ることがあった。病気だとは知らなかった。癖なのかなと思っていた。

Dさん：2年生の夏頃、右目か左目かわからないが、勝手に動くのが気になって、「なんでこうずっと動いてんの」と聞いたら、病気だということを聞いた。Xさんが病気の名前を言って、「あっ、そうなんだ」と言って終わった。それ以降、その話をしたことはない。

Eさん：話すときにあまりちゃんと焦点が合わないなとは思っていた。それが病気というのは知らなかった。そのことについて、Xさんに対して何か言ったことはない。目を合わせて喋る人たちは、結構すぐわかる。先生でも生徒でも、そのことについて何か言っているのは聞いたことがない。

前田教諭：1年生の体育のときに、クラスの生徒から、目のことを聞いた。その後、誰かが、あいつ目が変だなどと言うこともなかった。保護者からの書類にも書かれていなかった。他の生徒と動きが違うということもない。眼球震盪だということは、外から見てわかるものではない。目のことは、馬鹿にされる要素ではない。周りから見ておかしいというように見えるようなものではない。そのことでXさんがからかわれているという話を聞いたこともない。

以上のとおり、本校において、中学校からの調査書及び生徒指導要録並びに保護者が提出すべき保険調査票に眼球震盪や目の病気についての記述が全くなかったことから、Xさんが眼球震盪である事実は、全教職員で共有されている情報ではなかったが、経緯に照らしてやむを得ないものであると考えられる。また、Xさんに近い生徒の中には、

Xさんの目が動いたり、Xさんが斜めに見ることがあったため、Xさんの目の病気に気づく生徒もいたが、そのことをからかったり、馬鹿にしたり、いじったりする生徒はいなかった。Xさんは、他の生徒から目のことを聞かれば、むしろ病気であることや病名を話すこともあった。Xさんが眼球震盪について悩んでいた形跡は、本校の生徒及び教職員から聴取り調査を行った限りでは、何ら認められない。保護者から本校へ眼球震盪について何ら申告や相談をしておらず、配慮を求める申入れを何らしていないことから、Xさんが普段から眼球震盪について悩みを抱えていたとは窺われない。

これに対し、Hさんは、当委員会の聴取り調査において、「Xさんは、目のことで教師から馬鹿にされる、と電話で泣きながら言っていた」と述べており、本校の生徒や教職員が述べていることと大きく異なる。

Hさんは、当委員会の聴取り調査において、Xさんはいろいろなことを教えてくれた、学校でこういうことがあったということ、階段から突き落とされたとか、あとは担任の先生とか同級生から目のことでたくさん言われて他の人にも相談できなかった、同級生から喧嘩を売られた、もう殴り合いな感じであった、目のことは担任の先生もそれを言ってくる、学科の先生は優しくかったが、他の先生は、逆に毛嫌いして、何も聞いてくれない、教頭先生か校長先生にいつても聞いてくれなかった、かといって教育委員会までとか親には迷惑かけたくないから言いたくないと言っていた、と述べた。

Hさんは、Xさんに対し、目のことを別に気にする必要ないんじゃない、自分も左の聴力が少し悪くて、自分も悪いところあるし大丈夫だ、と言ったら、Xさんは、ここまで認めてくれる人が初めて過ぎてびっくりする、と言っていた、と述べた。

このように、HさんがXさんから聞いたと述べていることは、本校の生徒や教職員が述べていることと大きく異なる。

しかしながら、前田教諭を初めとする本校の教職員がXさんに対し、目のことをからかう理由が全くない。もとより、本校の教職員がXさんを毛嫌いする理由もない。そして、当委員会が聴取り調査をした生徒の中で、Xさんが教職員から目のことをからかわれたり、毛嫌いされるのを見聞きした生徒もいない。同級生についても同様であり、Xさんが同級生から目のことをからかわれたり、階段から突き落とされたり、殴り合いの喧嘩をするのを見聞きした生徒もいない。

本校の記録上も、Xさんが教頭先生又は校長先生に相談したという記録が何ら存在しない。学校側で生徒からの相談の事実そのものを記録せず、隠蔽するということは想定しがたい。

XさんがHさんに言ったことが仮に真実であるとするれば、Xさんに対する教職員や生徒からのからかいは相当に執拗なものであったと窺われるが、そのからかひの場面を目撃したり伝え聞いた者が全くいないというのはあまりに不自然である。また、Xさんが学級担任、学年主任、養護教諭などを飛び越えていきなり教頭先生や校長先生に相談したというのは、学校にとって特異な事態であり、そのような相談に対して何らの対

応も調査もしないとも到底考えられない。にもかかわらず本校に何らの記録も残っていないというのもあまりに不自然である。

このように考えると、HさんがXさんから聞いたと述べていることについて、XさんがHさんに真実を述べていたとは考え難く、XさんがHさんに対し述べていた事実は多分に虚偽を含むものであったと考えざるを得ない。とりわけ、XさんがHさんに対し言ったとされる、階段から突き落とされた、担任の先生と同級生から目のことでたくさん言われて他の人にも相談できなかった、同級生から喧嘩を売られた、もう殴り合いな感じであった、学科の先生以外の先生が毛嫌いして何も聞いてくれない、教頭先生か校長先生にいつても聞いてくれなかった、ということについては、真実ではなく虚偽であると考えざるを得ない。

そうすると、眼球振盪について、他の生徒や教員からからかわれていたという事実は認められない。

13 ⑬平成30年11月17日(土)のサッカー応援を欠席したことに関し、教員から暴言を言われたことはなかったか

本項は、平成31年2月20日に迫教頭、前田教諭が7回目の訪問をした際に、母から、Hさんからの情報提供により、XさんとHさんとのLINEのやり取りに次のものがあるとして、Xさんの自死の原因が元交際相手のことだけでなく担任(前田教諭)が理由だとわかった、担任から学校に来るなと言われたから学校に行きたくなかったのだ、との指摘があったものである。

2018年11月17日(土)

冷めてないよ、、ただ先生に嫌なこと言われただけ
け
なんか先生がさ
サッカー応援に行かないで髪切りに行きますって言うのね
前の日に言ったはずなのに今日なんか髪きるぐらいで休むなら学校来んなって言われた
めっちゃ腹立った
まじ腹たった

(原文ママ)

その際、前田教諭は、そのようなことを言った記憶はない、と述べた。

なお、当委員会の調査により、前田教諭は、平成30年11月16日(金)から18日(日)までの3日間、バドミントン部の大会で出張しており本校を不在にしている上、同月17日(土)のサッカー応援にも参加していなかったことが判明している。前田教諭は、同月16日(金)の朝のショートホームルームの後、前記出張に出ている。サッ

カーの大会とバドミントンの大会は会場も異なる。

また、同月19日（月）は代休となり、20日（火）から登校することとなっていたが、Xさんは20日から通常どおり出席しており、それ以降、理由のない欠席はない（同月27日に欠席したが、これは保護者から家庭の事情（アワビの口開け）で欠席するとの連絡が入っていたものである。）。

保護者からは、平成31年3月15日、担任が「学校へ来るな」と言ったところを見た本校の生徒がいる、との指摘もあった。もっとも、保護者からは、その本校の生徒とは誰であるのか、明らかにされていない。

平成30年9月実施のいじめアンケート、平成31年1月17日実施の全教職員聴取り調査、同日実施の全校一斉アンケートで、このことについて何ら言及がない。

Aさん、Bさん、Dさんの個別聴取り調査において、誰もこのことについて言及していない。

同年3月20日、Xさんと同じ2年2組の生徒全員及び教職員全員に対しアンケート調査を実施した。前述のとおり、2年2組の生徒全員が、サッカー応援日前後（11月16日・17日）にXさんが先生に注意されたところを見ていない」と答えている。なお、Bさんからは、Xさんが髪を切りに行くから（サッカー応援には）行かないと言っていたことを成田教諭（副担任）に伝えた旨の回答がある。教職員からは、サッカー決勝戦の応援日前後、Xさんが欠席したことについて注意したことがあるかとの問いについて、全員が注意していないと回答し、注意しているのを見たと答えた教職員はいなかった。

当委員会において、本校の記録（出席簿）を調査したところ、たしかに、Xさんは、平成30年11月17日（土）のサッカー応援を欠席している。この日、2年2組は公欠席9名、欠席5名（Xさんを含め）であった。

当委員会の聴取り調査において、前田教諭は、平成30年11月17日（土）のサッカー応援は全校生徒が参加することとなっている、前田教諭は同月16日から18日までの金・土・日曜日バドミントン部の大会の方に出ていた、バドミントン部の大会はサッカーの大会と場所が異なる、Xさんからのサッカー応援を欠席するとの連絡を前田教諭は受けていない、Xさんがサッカー応援を欠席したことを前田教諭が知ったのは同月19日が代休のため20日以降となる、髪を切りに行くためという理由を前田教諭が聞いたのはXさんが自死した後のことであり、保護者から（Xさんの自死が）前田教諭のせいだと言われたときのことであり、Xさんは髪を切りに行くからサッカー応援を欠席することをBさんに伝えていたらしく、Bさんから当日朝のホームルーム担任である副担任の成田教諭に言ったらしい、欠席の連絡は保護者から入れてもらうのが原則である、土日の部活応援は授業の日とは異なり学校も欠席した生徒に対してきつく叱ることはなく「来てって言ったでしょう」という程度の緩さである、ただ、学校としても来なくていいよとも言えず、来なさいとしか言えないようなことではある、

と述べた。

当委員会の聴取り調査（令和元年11月27日実施）において、Bさんは、自分自身がサッカー応援に来ていたのかどうかも、「来てた気がします」と述べ、はっきり覚えていないようであり、Xさんが欠席したことについては、「その応援の日に髪切りに行くのかなんか言ってたような気がします」と述べた。「そのとき担当したのが成田先生だったので」「最初になんか体調不良っていうのは、たしかしゃべった気がします」「（成田先生は）あっ、また休んだのかみたいな感じです」「（それ以上）聞いてこないっす」と述べた。「（Xさんから）髪切りに行くから応援行かぬーわみたいな感じで（聞いていた）」と述べた。「（成田教諭から）なんでみたいなこと言われたから、それで髪切るみたいだよって（伝えた）」と述べた。それ以上に成田教諭からは聞かれていないとのことである。Bさんの記憶は、当委員会の聴取り調査の時点でサッカー応援の日から1年以上経過していることもあってか、相当に曖昧になっているように考えられたが、本項が平成31年3月20日実施したアンケート調査の回答と概ね変わっていないものと考えられる。

当委員会の聴取り調査（令和元年10月28日実施）において、成田教諭は、時間がないので欠席した理由を1人1人確認していない、Bさんから聞いた記憶はない、出席簿を見ればわかることであるから前田教諭への引継ぎはしていない、平日（授業の日）とは異なり土日の応援には家庭の事情（農業や漁業の手伝い、アルバイトなど）で欠席する生徒もおり、それに対して強く言うことはできない、髪を切りに行くという理由は聞いていない、Xさんが自死した後で初めて聞いた、（サッカー応援欠席のこと以外でXさんに）注意したことの記憶はない、系列が異なり授業を教えず顔と名前が一致していなかった、と述べた。

当委員会の聴取り調査におけるBさんの供述と成田教諭の供述が食い違っているが、いずれの供述もサッカー応援の日から約1年経過しているためか曖昧であり、どちらをより信用できるか、どちらが真実であるのか判断するのは困難である。

これに対し、XさんとHさんとのLINEのやり取りによれば、2018（平成30）年11月17日（土）にXさんがHさんへ「先生に嫌なこと言われた」「サッカー応援に行かないで髪切りに行きますって言った、前の日に言ったはずなのに今日なんか髪きるぐらいで休むなら学校来んなって言われた」「めっちゃ腹立った」「まじ腹たった」などと送信している。

しかしながら、前記⑩でも述べたとおり、XさんがHさんに対し述べていた事実は多分に虚偽を含むものであったと考えざるを得ないところ、前記のLINEのやり取りを見るだけでも、サッカー応援を欠席することを本校へ前日に連絡していないにもかかわらず、「前の日に言ったはず」と虚偽の事実を書いているし、そもそもサッカー応援を欠席することの連絡自体していない（結果的に、Bさんが伝えた可能性があるが、それとてXさんの方からBさんへ伝言を依頼したものではない。）。

そうすると、髪を切りに行くぐらいで休むなら学校に来るなと先生から言われた、腹立った、と書いていることについても、真実そのように先生から言われたものであるのかどうか、そのことでXさんが立腹したというのが事実であるのかどうか、相当に疑わしいものといわざるを得ない。

また、XさんがHさんに対し前記のLINEのやり取りをしたのは11月17日であり、これはサッカー応援当日のことである。この点、成田教諭の供述を信用すれば、成田教諭はそもそも欠席の理由を聞いていないことになるが、逆にBさんの供述を信用すれば、Bさんは欠席の理由を成田教諭に伝えたことにはなる。そうだとすると、成田教諭がサッカー応援の日のうちに、Xさんと何らかの方法で連絡を取り、髪を切りに行くぐらいで休むなら学校に来るな、とあえて言ったというのは、学級担任でもなく、Xさんの授業を受け持っているわけでもなく、たまたま前田教諭の出張のため朝のホームルームを交代したに過ぎない成田教諭がそこまでする理由がないことからすると、相当に不自然である。

このことから、XさんがHさんに対し送った前記のLINEの内容は、全体として信用性が相当に低いものと考えざるを得ない。

そうすると、平成30年11月17日(土)のサッカー応援を欠席したことに、
教員から暴言を言われたという事実は認められない。

ところで、XさんがHさんに対し述べていたのは、前記のとおり、先生に嫌なことが言われた、サッカー応援に行かないで髪切りに行きますと前日に言った、今日(11月17日)髪切るぐらいで休むなら学校来るなと言われた、というものである。

しかしながら、仮に、「髪切るぐらいで休むなら学校来るな」というような発言が教職員から本当にあったとしても、本校において、サッカー応援は任意参加ではなくあくまで参加が必須の行事と位置付けられていることからすれば、髪を切りに行くという理由が欠席することの正当な理由にならないことは明らかである。また、Xさんは欠席することを自ら本校へ連絡していない。結果的に、Bさんが伝えた可能性はあるが、これもXさんに伝言を頼まれたわけではなく、たまたま前日にXさんから聞いており知っていたBさんが伝えた可能性があるというだけのことである。欠席の連絡を他の生徒を通じて行うという連絡方法自体、相当な方法とはいえない。このような状況下で、教職員側からXさんに対しある程度厳しい注意や苦言がなされたとしても、それは教育上の指導としては正当であるし、「学校に来るな」という発言が仮にあったとすれば、その相当性に疑問の余地が全くないとはいえないものの、前述の状況下においてはなお教職員側の言論の自由の範囲内にとどまるものというべきである。

1.4 ⑭ Xさんの筆箱に「ヤリチン」と彫られていたこと

本項は、当委員会の令和元年8月29日開催の第2回委員会において保護者から初めて指摘があったものであり、それまでに保護者から本校に対し疑問点等としての指摘も情報提供もなされたことがないものである。

保護者によれば、Xさんが自死した後、Xさんの妹がXさんが使っていたという革製の筆箱をよく見たところ、側面にうっすらと「ヤリチン」とひっかき傷があることに気づいた、ということである。

保護者は、前記第2回委員会に前記筆箱を持参されたので、当委員会の委員もこれを目視して確認した。

当委員会の聴取り調査において、Aさんは、「ヤリチン」と彫られた筆箱のことは、わからない、と述べた。「ヤリチン」という言葉については、「よく出る言葉でした。いじるときは大体そんな感じですよ」「Xもたぶん認めてると思います」と述べ、Xさんの交際相手がよく変わることで、Xさんがクラス内で、中学生のときに塾のトイレでセックスをした、と笑いながら話していたことなどから、仲間内では一斉に、Xさんのことを「ヤリチン」と言い出したことがあった、「ヤリチン」と言われたときのXさんは、一緒に笑っていた、とのことである。

当委員会の聴取り調査において、Bさんは、「ヤリチン」と彫られた筆箱のことは、「知らない」と述べた。Xさんが「ヤリチン」と言われることについては、「知ってました」と述べた。セックスを経験したことが噂になって皆から「ヤリチン」と言われ、BさんからもXさんに対し「ヤリチン」という言葉を「しょっちゅう言っていました」とのことである。

以上のとおり、Xさんの筆箱に「ヤリチン」と彫られていたのを見聞きした生徒の存在は、当委員会に調査では明らかになっていないが、Xさんがクラス内で「ヤリチン」と呼ばれることがあり、その理由は、Xさんが中学生のときに塾のトイレでセックスをしたという性体験の話をクラス内でしており、それが噂話ともなり、仲間内で「ヤリチン」と呼ばれるようになり、「ヤリチン」と言われたときのXさんも笑っていた、ということである。

そうすると、Xさんの筆箱に「ヤリチン」と彫られていたことについて、誰がいつ彫ったものか不明であるが（もちろん、Xさん自身が彫ったものである可能性も否定できない）、少なくとも「ヤリチン」という言葉は、Xさんが自ら過去の性体験の話をクラス内で積極的に話したことがきっかけとなってついたあだ名のようなものであり、「ヤリチン」と呼ばれることについてXさんが苦痛に感じていた形跡も全く窺われないことからすると、Xさんの筆箱に「ヤリチン」と彫られていたことがいじめであるとは認められない。

- 15 ⑮高校2年生の夏頃、Xさんがジャージをなくしたと言ってきたが何か月かしてXさんが食堂で見つかったと言ってきたこと

本項は、当委員会の令和元年8月29日開催の第2回委員会において保護者からの疑問点等について当委員会が調査事項として取り扱うのは前記①ないし⑭の14項目とすることを決定して保護者からも了解を得たが、その後、令和元年10月28日の保護者面談（4回目）で初めて保護者より疑問点等として挙げられた。

当委員会において調査したところ、前田教諭からは、ジャージの紛失若しくは盗難について、Xさんから前田教諭宛てに報告や相談などはなく、Xさんのジャージが行方不明だった期間があることは当委員会の調査で初めて知った、本校指定ジャージには全生徒がネームを付けており、どこかに生徒が忘れるなどして職員室に届いた場合は職員室で全教員に告知するためそのような事例があれば記憶に残るはずで忘れることはない、とのことである。

橋場校長からは、ジャージの盗難騒ぎはXさん以外の他の生徒も含め本校赴任後一度も聞いていない、とのことである。

食堂に勤務する職員からは、ジャージの上着などは稀に食堂に忘れていく生徒はいるが、食堂に施錠をする前に点検し忘れ物があれば気が付いて当日中に職員室に届ける、Xさんのジャージについては記憶にない、とのことである。

以上のとおり、高校2年生の夏頃、Xさんがジャージをなくしたこと、何か月かして食堂で見つかったことのいずれも、そのような事実があったのかどうかの確認をできない。保護者からの指摘だけでは、Xさんがジャージを紛失したのか、盗難に遭ったのか、隠されたのか判断できない。

そうすると、このことからXさんへのいじめがあったとは認められない。

第5 本件調査事項2についての調査結果及び結論

1 いじめ防止対策推進法2条における「いじめ」の定義及び要件

いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）2条は、「いじめ」を、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義している（同条1項）。

「学校」とは、「学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）」をいう（同条2項）。

「児童等」とは、「学校に在籍する児童又は生徒」をいう（同条3項）。

法2条における「いじめ」の前記定義により、①児童等に対して、②当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う、③心理的又は物理的な影響を与える行為であって、④当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの、以上4点が「いじめ」の要件となる。

2 本件におけるあてはめ

保護者から指摘のあった前記①ないし⑤の15項目の疑問点等についての調査結果及び結論に基づき、「いじめ」の前記4要件にあてはまるものがあるかどうか見ていく。

①については、Xさんのワイシャツの背中に足跡がついていたとの事実を認めることができないので、前記4要件の全てを欠いている。

②については、前記第4ではXさんの制服のブレザーの裾が破れていたとの事実を認めることができるが、これがいじめによるものであると認めることはできないとしたが、Xさんの制服のブレザーの裾が破れたのが第三者の行為によるものであると認められないことから、前記4要件の全てを欠くものである。

③については、前記第4ではXさんの右顎に跡がついていたとの事実を否定することはできないが、これがいじめによるものであると認めることはできないとしたが、Xさんの右顎に跡がついていたのが第三者の行為によるものであると認められないことから、前記4要件の全てを欠くものである。

④については、前記第4ではXさんが始業式当日である平成31年1月16日に学校に行きたくない理由があったものとは窺われず、これがいじめがあったことによるものであるとも認められないとしたが、Xさんが始業式当日である平成31年1月16日に学校に行きたくなかったとは認められないことから、前記4要件の全てを欠くものである。

⑤については、Xさんが自死したことについて、Jさんに何らかの関係があるとは認められない、Xさんの通夜に弔問に来たJさんの挙動に不審があったとは認められない。これらのことから、前記4要件の全てを欠いている。

⑥については、Xさんが自死したことについて、上級生との関わりにおいて何らかの問題があったとは認められないことから、前記4要件の全てを欠いている。

⑦については、前記第4ではAさんのツイートの意味は前記のとおりであり、このようなツイートをしているからといって、XさんがAさんからいじめられていたとは何ら推認されないとしたが、Aさんがこのようなツイートをしていること自体から、AさんのXさんに対するいじめに該当する可能性のあるいかなる具体的行為も推認されないことから、前記4要件のうち少なくとも③及び④を欠くものである。

⑧については、前記第4では本件ノートの切れ端に「〇〇〇(Xの名、平仮名)死ね♡」という記述をされたXさんの心情としては、この記述を文字どおり捉えて深刻に受け止めたものとも、何らかの苦痛や嫌悪感を抱いたものとも認められない。この記述をしたことがいじめにあたるとは認められない、本件ノートの切れ端がXさんの教科書の中に挟まっていたことから、Xさんがショックを受けて大事に取っていたと推認することはできないとしたが、前記4要件のうち④を欠くものである。

⑨については、前記第4では平成31年1月2日にXさんがAさんをLINEでブロックしたことに関し、Aさんにおいて、いじめにあたる事実は何ら存在しないとしたが、XさんがAさんをLINEでブロックしたこと自体から、AさんのXさんに対するいじめに該当する可能性のあるいかなる具体的行為も推認されないことから、前記4要件のうち少なくとも③及び④を欠くものである。

⑩については、前記第4では平成31年1月14日深夜から同月15日未明にかけて友人らとのLINEグループでやり取りがあり、自死はその翌日の同月16日のことであるが、友人とのLINEグループにおいていじめにあたるやり取りがなされたことはないとしたが、前記4要件の全てを欠くものである。

⑪については、「元彼女から死ねとメールが来ていた」との母の指摘を真実であると認めることはできないので、前記4要件の全てを欠いている。

⑫については、眼球振盪について、他の生徒や教員からからかわれていたという事実は認められないので、前記4要件の全てを欠いている。

⑬については、平成30年11月17日(土)のサッカー応援を欠席したことに関し、教員から暴言を言われたという事実は認められないので、前記4要件の全てを欠いている。

⑭については、前記第4ではXさんの筆箱に「ヤリチン」と彫られていたことがいじめであるとは認められないとしたが、前記4要件のうち少なくとも③及び④を欠くものである。

⑮については、前記第4では高校2年生の夏頃、Xさんがジャージをなくしたこと、何か月かして食堂で見つけたことのいずれも、そのような事実があったのかどうかの確認をできない、このことからXさんへのいじめがあったとは認められないとしたが、前記4要件のうち少なくとも③及び④を欠くものである。

3 結論

以上述べてきたとおり、保護者から指摘のあった前記①ないし⑮の15項目の疑問点等について、いずれも前記4要件の全部または一部を充たさず、法2条の「いじめ」に該当しない。

そうすると、前記15項目の調査を通じて、本校において、Xさんに対し他の生徒ないし教職員からいじめがあったとは認められない。

第6 本件調査事項3についての調査結果及び結論

前記第4及び第5で述べたとおり、保護者から指摘のあった15項目の疑問点等を検討した結果、本校において、Xさんに対し他の生徒ないし教職員からいじめがあったとは認められない、というのが当委員会の調査の結論である。

そこで、さらに進んで、Xさんが自死に至る経過の事実関係を調査し、なぜXさんが自死に至ったのかできる限りの調査を行うこととした。その調査結果及び結論は以下のとおりである。

1 Xさんの性格傾向、精神発達の視点から浮かび上がる疑問

もともと大人しく、優しく、怖がりの性格傾向のXさんは、小学校高学年や中学校入学後に他の生徒から頭を叩かれたりした経験があったものの、登校しぶり程度にとどまり、不登校などに至ることはなかった。引っ込み思案な面もあったが、父から魚のさばき方、海への潜り方、ウニのとり方などを習い、中学校2年生頃からは異性への関心

も認められるようになり、将来は白糠の漁協に勤めたいと希望するなど、発達過程に大きな問題はみられなかった。

高校へ入学すると、数名の男子生徒たちと親しくなり、同性同年輩者関係が豊かに展開し、思春期心性である親への秘密を持ち、反抗的言動も認められてきた。Xさんは自分と似た性格傾向のBさん、頼りになる相談相手のAさんと一緒に過ごす中で、思春期の課題に向き合っていたと推察される。

ところが、高校1年生のある時期より、Xさんは自らクラスの皆の前で、中学時代に性的関係を持ったことがある、という話をしていった。また、交際する女性がよく変わっていた。そうしたことから、Xさんはクラス内で「ヤリチン」と呼ばれることがあった。

Xさんの性格傾向を考えると、自ら中学時代に性的な関係を持ったことがあると周囲に言いふらすという行動に至る強いきっかけが必要と推察されるが、今回の調査では、Xさんをそのようにかきたてるエピソードや外的な要因を明らかにすることができなかった。

2 交際関係から見たXさんの特徴について

* 交際相手に対して一方的であること

相手がどう考えるかをあまり考えられず、自分の思いを一方的に伝えるといった方法をとることが多いと見受けられる。このため、相手からは、最初は「情熱的」といったようにみえるものの、すぐに「重い」「しつこい」といった評価になってしまう。Xさん自身にはそれが理解できていないため、なぜ振られてしまうのかが理解できていたのではないかと推察される。

* 死に対する独特の考え

Gさんと別れた後もIさんと別れた後も、「死ぬ」と言い出しているのはXさん自身である。

Gさんとのやり取りでは、「本当にごめんなさい」「Gが俺に死ねって思うなら、、俺死にます、、」としており、「嫌われた→死ぬ」という論理の飛躍がみられる。Gさんが「許す気ないし、関わりたくない。死ねとは言わないけど」と答えても、「正直に、、死ねって思ってるでしょ?、、」「言わないだけで、、」「だって、、関わりたくないでしょ?だったら、、死んで私の前から消えろってことでしょ?」と、Xさんの考えは変わらない様子が窺われる。Gさんは、「何言ってるの 話しかけないでって意味なんだけど」と困惑している。

Iさんとのやり取りでは、「ケジメとらないとね、みんなに迷惑かけた分」と自ら死ぬことをほのめかすような発言をしており、やはり「迷惑をかけた→死ぬ」という論理の飛躍がみられる。この時も、Iさんが「ばかなんじゃね」「死んでどーなんの逆に」「死ぬ事が迷惑だとは思わないの?」「親泣かせてどーすんの」など問うが、Xさんからの態度は変わらなかった。

Hさんとのやり取りでも、時折「死ぬ」という発言は出てくるが、Hさんとの別れを

選んだのはXさん自身であり、Hさん側から関係を絶たれたものではないため、Hさんの喪失は直接的に死に結び付いていないと考えられる。

Aさんとのやり取りでも、「死ぬ」と言ったことを咎められて、Xさん自身がLINEをブロックするなど、自分の死についての考えを否定されることが受け入れられずにいたものと考えられる。

これらのことから、「関係を絶たれたら死ななければならぬ」といった死に対する独特の考え方をもち、そのような死に対する独特の考え方は、高校1年生の冬に妹に対して「俺が死んだらどうする？」と死の話をしていることをも考慮すると、高校1年生の頃には培われていたものと推察される。

3 Xさんが自死に至った原因について

* 学校生活

保護者から、友人関係、教職員との関係について疑問が示され、当委員会において調査を行った。その結果として、学校における人間関係については、明らかな問題を確認することはできなかった。

Aさんについては、LINEをブロックされたことや「〇〇〇(Xの名、平仮名)死ね♡」という記述を含むメモの存在などが保護者から疑問点等として示されていたが、どれも通常の友人関係の範疇の出来事と考えられ、その後のXさんの行動にも明らかな変容がみられていないことから、これらのことでXさんが苦痛を感じたとの事実を認めることはできず、これらがいじめに該当するということとはできない。むしろ、死の直前までやり取りしていたなど、Aさんは信頼できる友人の1人であったと推察される。

教職員に対する疑問点等については、発端がHさんからXさんの母に示されたHさんとXさんとのLINEのやり取りである。その中で語られていることは「男の担任に毎日嫌なことを言われる」といったものであり、担任教諭の性別という前提事実からしてそもそも異なっている。その他のエピソードからも、XさんはHさんに対しては事実とは異なる状況を伝えていた可能性が高いと考えられる。Hさん以外に、本校の教職員に問題があったことを窺わせるエピソードを述べる者はいないこと、そもそも本校の教職員の中でXさんと日常的にかかわりある教職員は担任教諭くらいであること、疑問視されている出来事後のXさんの状況に変化がみられないことから、教職員がXさんに問題のあるかかわりをしていたとは考えられない。

本件重大事態発生後に本校がした調査、当委員会が実施した調査のいずれにおいても、友人関係や学校関係に明らかな問題はみられない。しかし、Xさん自身の思いが実際どうであったかまではわからない。周りから見て問題のない学校生活を送りながらも、内的に不適應感、疎外感を感じていた可能性は否定できない。

* 異性との関係

当委員会の調査の結果、交際関係があったことが明確に認められたのは、Gさん、H

さん、Iさんの3名である。

その中でも（SNSやネットの世界だけでなく）現実の世界でも会っているGさん、Iさんとは、付き合いが長続きせず、どちらも1か月経たずに別れている。この2人については、周りも「最初はラブラブだった」とするなど、付き合い当初は良好な状態である。しかし、すぐに「重い」「女々しい」などといった評価を相手から受けることとなり、Xさんが別れたくないと食い下がるものの、GさんともIさんともその後のやり取りをみると、その食い下がりやしつこさに相手の側の嫌悪感が増しているようにもみえる。

聴取りができた範囲からは、「付き合っただけで、会っていないうちから『愛している』と繰り返す」「身体接触を求める」といった特徴がみられる。また、別れを切り出されるとXさんの方から「迷惑をかけたから死ぬ」などという提案をしている。この度の自死について、Iさんが死ぬといったから死んだ、という疑問も保護者からは呈されたが、やり取りの中で「死」を持ち出していたのはむしろXさん自身からであり、相手の側ではこれを諫めていた。このようなやり取りは、Gさんとのやり取りの中でも同じようにみられていたことである。

その一方で、Hさんとの関係については、他の人とは違ったものになっている。まず、会えない距離であることにより、「本当のことを言わなくても相手にわからない」という点がある。「男の担任に毎日目のことを言われる」など明らかに事実と異なる内容を含むものや、「またケンカしてしまった」「階段から突き落とされた」など、どうもそれが事実であるとは認め難い話が多い。

また、Hさんの状況として、自身も傷ついた経験から他者の傷つきを理解できや すいこと、不登校であり他者との関係がかなり希薄になっていることによりかなり多くの時間をXさんに向けることができる状態にあること、Xさんの付き合いにHさんの母も肯定的であることなどがある。これらにより、Xさんが「重さ」を表出してもHさんが受け止めることができたものと考えられる。

そういったHさんについて、友人には「束縛が強くて別れたい」などと話していたが、実際にどういった不満があったのかはわからない。「父に言われて、親戚の子と付き合いなければならなくなった」（これも事実とは違う）として別れている。短期間（1週間から10日ほど）の期間が開くが、その後もLINEのやり取りは再開している。

* 希死念慮、死に対する考え

調査したものの中で、最初に死の話が出てくるのは、高校1年生の冬に妹に対して「俺が死んだらどうする？」という発言があったというものであった。この後に付き合い女性たちとの関係とは別に、それよりも前から、Xさんには死に対する思いが存在していたものと判断せざるを得ない。

Gさんと別れ、文化祭の頃に再会した後のLINEのやり取りでは、「Gが俺に死ねって思うなら、俺死にます、」とXさんの方から死の話を言い出している。Iさんと

の別れのやり取りの中では、「ケジメとらないとね、みんなに迷惑かけた分」としている。2人とも「死ねとはいっていない」旨をXさんに対し伝えているが、「正直に、死ねって思ってるでしょ?、、、」などと考えを変えない様子が窺える。

平成31年1月2日にAさんとLINEのやり取りをしている中でも、Xさんの方から「死ぬ」という話を出しており、これを諫めたAさんをXさんの方からブロックしている。

これらのことから、「関係を絶たれたら死ななければならない」といった死に対する独特の考え方を高校1年生の頃には持っていたものと推察されることは既に述べたとおりであるが、そうした死に対する考え方が人から拒否された時などに前面に現れてくるものとも推察される。これらのことに加えて、女性との別れを機に高校2年生の秋頃に実行したリストカット、1月2日に自殺企図があった可能性をも考えると、死に対する恐怖感の減弱、身体的疼痛への鈍感など自死への抵抗感が薄まっていた可能性は考えられる。

* 度重なる失恋経験

妹によると、Xさんは球技大会の時にある女子生徒に告白されており、そのことを「オレ、彼女できた」と喜んで妹に教えていたという。しかし、高校1年の冬には、Xさんの方から妹に対して自分が死んだらどうするといった「死をめぐる話」をしている。もしかしたら、Xさんがこの時に失恋を経験していたのではないだろうか。

もしそうであるとする、Xさんは相手の女子生徒に告白されたのに交際がうまくいかなかった失恋を経験したことになる。Xさんの心は傷つき、耐えがたい絶望的な状態の中で、妹に自ら「死をめぐる話」を持ち出したのではないかと推察される。

Xさんは、それから約6か月間を経た高校2年生の平成30年7月にAさんの紹介でGさんと交際することになり、自分で捕ったウニなどをGさんに渡していたが、1か月ほどでうまくいかなくなってしまう。その後、Xさんは、平成30年8月中旬以降より、Hさんとの交際を始めた。Hさんとの交際は、Gさんとの失恋を経験したばかりのXさんにとって、精神的な支えとなっていたものと思われる。

Gさんとはよりを戻すことができなかったが、Hさんとの交際がなお継続することで、Xさんには自傷行為が出現したものの、精神的には支えられ、どうにか学校生活を送っていたと推察される。

平成30年12月に入るとAさんの紹介してくれたIさんと交際を開始したが、1か月経たずに別れることになった。このことがXさんにとって喪失体験となったことは否定できず、再び失恋を端緒とする絶望感に襲われたことは想像に難くない。それと同時に、Xさんにおいて死をめぐる思いが強くなったものと考えても矛盾はない。現に、Aさんや失恋後のIさんに対して、死をほのめかす発言を頻発しており、自分の死をめぐる考えに否定的な態度を示すAさんに対しては、Xさんの方からLINEをブロックしている。1月2日には、真実かどうかは定かでないが、Hさんに対し、自ら首に紐

を巻き自殺企図するが紐が切れてしまい未遂に終わったと話している。Xさんは、このように周囲との対人関係が切れていく中で、保護者によれば、年明けには家族と一緒に居たがるようになっていたということでもある。また、1月8日には、妹に「居場所のないのはオレの方だ」と訴えていた。Xさんは自死をする前日である1月15日まで、家族の前では心配をかけないように振る舞い、これまで親しくしていたBさん、最後は心の支えとなってくれていたHさんに連絡をとったものと推察される。

以上のことから、なぜXさんが自死に至ったのか、その原因については、「度重なる失恋」ということができるかもしれない。Xさんが自死に至る経過を本校入学時から俯瞰的に眺めた場合、Xさんは、失恋という喪失体験が重なり、徐々に希死念慮の高まり、自死への抵抗感の薄まりを経て、最後は交際相手との失恋を直接のきっかけとして、自死をするに至ったものと考えられる。